

【 ii 育成環境課・児童手当管理室関係】

改正案	現行
<p>別紙 (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象児童 (略)</p> <p>4 運営 本事業の運営は、次により行うものであること。 (1) (略) (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。 (3) から (13) (略)</p> <p>5から7 (略)</p>	<p>別紙 (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象児童 (略)</p> <p>4 運営 本事業の運営は、次により行うものであること。 (1) (略) (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。 (3) から (13) (略)</p> <p>5から7 (略)</p>

改正案	現行
<p>II 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣 旨 新たにIに基づき放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童健全育成事業」という。)を実施するための施設(放課後児童クラブ)を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修及び設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 ① 新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合(1)に該当する場合を除く)の施設の設置に必要な設備の整備(備品の購入等)を行う事業。 ② 既存クラブにおける設備の更新等に必要な設備(備品の購入等)を行う事業。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4から5 (略)</p>	<p>II 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業)</p> <p>1 趣 旨 新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設(放課後児童クラブ)を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 Iに基づき放課後児童健全育成事業(以下、「放課後児童健全育成事業」という。)を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修及び設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合(1)に該当する場合を除く)の施設の設置に必要な設備の整備(備品の購入等)を行う事業及び既存クラブにおける設備の更新等に必要な設備の整備(備品の購入等)を行う事業。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4から5 (略)</p>

改正案	現行
<p>III 放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣 旨 Iに基づき放課後児童健全育成事業を実施するための施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障害児受入のための指導員の確保等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。 (1) (略) (2) 障害児受入推進事業 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。 ①から③ (略)</p> <p>4 留意事項 (1) (略) (2) 3の(2)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等賃向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用 国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業(3の(2)に限る。)に対して都道府県が補助する事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業(3の(2)に限る。)</p> <p>IV (略)</p>	<p>III 放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣 旨 放課後児童健全育成事業を実施するための施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障害児受入のための指導員の確保等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。 (1) (略) (2) 放課後児童の衛生・安全対策事業 感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。 (3) 障害児受入推進事業 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。 ①から③ (略)</p> <p>4 留意事項 (1) (略) (2) 3の(2)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。 (3) 3の(3)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等賃向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用 国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業(3の(3)に限る。)に対して都道府県が補助する事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業(3の(3)に限る。)</p> <p>IV (略)</p>

改正案	現行
<p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>1 から 2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、以下の(1)～(7)の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、(1)～(3)については文部科学大臣が、(4)～(7)については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) 放課後子ども環境整備事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(6) から (7) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、次の(1)から(3)により算定された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定都市・中核市分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の表支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 市町村分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童</p>	<p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>1 から 2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、以下の(1)～(7)の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、(1)～(3)については文部科学大臣が、(4)～(7)については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業) 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(6) から (7) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定都市・中核市分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の表支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 市町村分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童</p>

改正案	現行
<p>健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを市町村ごとと比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ イにより選定された額の各市町村の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>5から17 (略)</p> <p>附則 この要綱は平成※※年※※月※※日から施行する。 なお、平成※※年度分以前については、従前の例によるものとする。</p>	<p>健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとと比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>5から17 (略)</p> <p>附則 この要綱は平成24年4月1日から施行する。 なお、平成23年度分以前については、従前の例によるものとする。</p>

改正案

現行

別表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 （1）開設日数 250 日以上</p> <p>① 1 クラブ(年間平均登録児童数 10～19 人)当たり年額 <u>1,193,000</u> 円×か所数</p> <p>② 1 クラブ(年間平均登録児童数 20～35 人)当たり年額 <u>2,094,000</u> 円×か所数</p> <p>③ 1 クラブ(年間平均登録児童数 36～45 人)当たり年額 <u>3,360,000</u> 円×か所数</p> <p>④ 1 クラブ(年間平均登録児童数 46～55 人)当たり年額 <u>3,193,000</u> 円×か所数</p> <p>⑤ 1 クラブ(年間平均登録児童数 56～70 人)当たり年額 <u>3,026,000</u> 円×か所数</p> <p>⑥ 1 クラブ(年間平均登録児童数 71 人以上)当たり年額 <u>2,859,000</u> 円×か所数</p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として 1 日 8 時間以上開所する場合） 14,000 円×251 日～300 日</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物を除く。）	1/3

別表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 （1）開設日数 250 日以上</p> <p>① 1 クラブ(年間平均児童数 10～19 人)当たり年額 <u>1,096,000</u> 円×か所数</p> <p>② 1 クラブ(年間平均児童数 20～35 人)当たり年額 <u>1,984,000</u> 円×か所数</p> <p>③ 1 クラブ(年間平均児童数 36～45 人)当たり年額 <u>3,191,000</u> 円×か所数</p> <p>④ 1 クラブ(年間平均児童数 46～55 人)当たり年額 <u>3,027,000</u> 円×か所数</p> <p>⑤ 1 クラブ(年間平均児童数 56～70 人)当たり年額 <u>2,862,000</u> 円×か所数</p> <p>⑥ 1 クラブ(年間平均児童数 71 人以上)当たり年額 <u>2,698,000</u> 円×か所数</p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として 1 日 8 時間以上開所する場合） 14,000 円×251 日～300 日</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物を除く。）	1/3

改正案	現行
<p>での250日を超える日数</p> <p>⑧ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)</p> <p><u>273,000</u>円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇分(1日8時間を超えて開設する場合)</p> <p><u>123,000</u>円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分(開設日数 200～249日)</p> <p>① 1クラブ(年間平均登録児童数20人以上)当たり年額 <u>2,059,000</u>円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)</p> <p><u>273,000</u>円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数</p>	<p>での250日を超える日数</p> <p>⑧ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)</p> <p><u>269,000</u>円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇分(1日8時間を超えて開設する場合)</p> <p><u>121,000</u>円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分(開設日数 200～249日)</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 <u>1,913,000</u>円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)</p> <p><u>269,000</u>円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数</p>

改正案

別紙様式2 (略)

別紙様式1
平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金調書

（監理部員・指定都市・中核市・市町村名）

国	出 予 算 科 目	交付決定額 補助率	地 方 公 共 団 体		備 考		
			入 入	出 出	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 現 額
科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
文部科学省所管 一般会計 (項) 生涯学習振興費 (目) 学校・家庭・地域・育成機関協力推進事業費補助金 放課後子ども 放課後推進事業等 (学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業で実施する放課後等の支援)		円	円	円	円	円	円
厚生労働省所管 年金特別会計子どものための金銭の給付協定 (項) 育成事業費 (目) 育成事業費補助金 放課後児童健全育成事業等							

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の編出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、深川閉鎖額等の区分を明記すること。

現 行

別紙様式2 (略)

別紙様式1
平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金調書

（監理部員・指定都市・中核市・市町村名）

国	出 予 算 科 目	交付決定額 補助率	地 方 公 共 団 体		備 考		
			入 入	出 出	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 現 額
科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
文部科学省所管 一般会計 (項) 生涯学習振興費 (目) 学校・家庭・地域・育成機関協力推進事業費補助金 放課後子ども 放課後推進事業等 (学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業で実施する放課後等の支援)		円	円	円	円	円	円
厚生労働省所管 年金特別会計子どものための金銭の給付協定 (項) 育成事業費 (目) 育成事業費補助金 放課後児童健全育成事業等							

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の編出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、深川閉鎖額等の区分を明記すること。

改正案

現行

別表1

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額総括表

区	分	国庫補助基本額 円	要国庫補助額 円	備考
放課後子ども教室推進事業 希道南果分 まはは 中核市・政令市分(直接実施分) 小計			円	
市即否分(間接補助分) 小計				
放課後子ども教室推進事業等 計(1)				
放課後児童健全育成事業費等				
放課後児童指導員等資質向上事業費				
放課後児童健全育成事業等 計(2)				
合計 ((1) + (2))				

(注) 別表2の各額に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金所要額総括表

区	分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備考
放課後子ども教室推進事業費等			千円	
放課後子ども教室指導員等研修・推進委員会事業費				
放課後子ども教室推進事業等 計(1)				
放課後児童健全育成事業費等				
放課後児童指導員等資質向上事業費				
放課後児童健全育成事業等 計(2)				
合計 ((1) + (2))				

(注) 別表2の各額に記載された数値と付合すること。

改正案

別表2 放課後子ども教室分 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分、指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

都道府県名 指定都市名 中核市名	支出予定額① 円	対象経費 寄付金その他の 収入額②		差引額 (①-②)=③ 円	基準額④ 円	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥ 円	備考
		円	円					

現行

別表2 放課後子ども教室分 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

都道府県名	支出予定額① 円	対象経費 寄付金その他の 収入額②		差引額 (①-②)=③ 円	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥ 円	備考
		円	円				

(2) 指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費

指定都市・中核市名	支出予定額① 円	対象経費 寄付金その他の 収入額②		差引額 (①-②)=③ 円	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥ 円	備考
		円	円				

改正案

別表3 放課後子ども教室分 (略)

(1) 駒込府県分、指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業

運営形態	委託又は補助先	研修対象者(人)	研修等内容(具体的に)	連携の有無	障害者対応研修の有無	備考
①	②	③	④	⑤	⑥	
1 委託						
2 補助		(人)				
3 運営						

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。

(注2)③は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。

(注3)④は、研修期間、研修回数、講義、演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。

(注4)⑤は、放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修と併せて実施した場合に○を、その具体的な内容については、④に記載すること。

(注5)⑥は、障害者対応指導員の研修を開催した場合に○を、その具体的な内容については、④に記載すること。

現行

別表3 放課後子ども教室分 (略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

運営形態	委託又は補助先	研修対象者(人)	研修等内容(具体的に)	連携の有無	障害者対応研修の有無	備考
①	②	③	④	⑤	⑥	
1 委託						
2 補助		(人)				
3 運営						

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。

(注2)③は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。

(注3)④は、研修期間、研修回数、講義、演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。

(注4)⑤は、放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修と併せて実施した場合に○を、その具体的な内容については、④に記載すること。

(注5)⑥は、障害者対応指導員の研修を開催した場合に○を、その具体的な内容については、④に記載すること。

改正案

(2) 指定都市・中核市分、市町村分

② 施設後児童発達支援事業費

a. 児童発達支援事業費(児童数10～19人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブ

Table with columns for facility name, location, and various metrics including staff count, operating hours, and financial data.

(注1) 児童発達支援事業費(児童数10～19人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブ
(注2) 児童数(1)内は、障害児数内数で記入すること。
(注3) 開設日数は、児童発達支援事業費(児童数10～19人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブの開設日数を記入すること。

現行

② 施設後児童発達支援事業費

a. 児童発達支援事業費(児童数10～19人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブ

Table with columns for facility name, location, and various metrics including staff count, operating hours, and financial data.

(注1) 長期間開設の平日分は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は、長期間開設の長期休暇分は、「1日の開設時間」が6時間を超えて開設する場合は、児童数(1)内は、障害児数内数で記入すること。
(注2) 児童数(1)内は、障害児数内数で記入すること。
(注3) 開設日数は、児童発達支援事業費(児童数10～19人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブの開設日数を記入すること。

b. 児童発達支援事業費(児童数20～35人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブ

Table with columns for facility name, location, and various metrics including staff count, operating hours, and financial data.

(注1) 児童発達支援事業費(児童数20～35人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブ
(注2) 児童数(1)内は、障害児数内数で記入すること。
(注3) 開設日数は、児童発達支援事業費(児童数20～35人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブの開設日数を記入すること。

b. 児童発達支援事業費(児童数20～35人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブ

Table with columns for facility name, location, and various metrics including staff count, operating hours, and financial data.

(注1) 長期間開設の平日分は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は、長期間開設の長期休暇分は、「1日の開設時間」が6時間を超えて開設する場合は、児童数(1)内は、障害児数内数で記入すること。
(注2) 児童数(1)内は、障害児数内数で記入すること。
(注3) 開設日数は、児童発達支援事業費(児童数20～35人、開設日数250日以上)の施設後児童クラブの開設日数を記入すること。

改正案

現行

4. 児童福祉事業計画書(児童数50～70人、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童福祉事業計画書(児童数50～70人、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)	開設状況		児童数		年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設時間	1～3年	4～6年		
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日

(注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における「日の開設時間」の時間を加えて、かつ18時を越えて開設する場合は「長時間開設の長期休部分」は、「日の開設時間」の時間を加えて開設する場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数」は、児童数50～70人の範囲で記入すること。
(注3)「開設日数」は、児童数50～70人の範囲で記入すること。
(注4)「分科」は、年度の途中にクラブを分科する(した)場合に○印を付す。分科前の児童数児童クラブを記入すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、「年度途中に新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合、開設日数等が基準を満たさないクラブは補助対象外であることに注意すること。

4. 児童福祉事業計画書(児童数71人以上、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童福祉事業計画書(児童数71人以上、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)	開設状況		児童数		年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設時間	1～3年	4～6年		
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日

(注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における「日の開設時間」の時間を加えて、かつ18時を越えて開設する場合は「長時間開設の長期休部分」は、「日の開設時間」の時間を加えて開設する場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数」は、児童数71人以上の範囲で記入すること。
(注3)「開設日数」は、児童数71人以上の範囲で記入すること。
(注4)「分科」は、年度の途中にクラブを分科する(した)場合に○印を付す。分科前の児童数児童クラブを記入すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、「年度途中に新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合、開設日数等が基準を満たさないクラブは補助対象外であることに注意すること。

4. 児童福祉事業計画書(児童数50～70人、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童福祉事業計画書(児童数50～70人、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)	開設状況		児童数		年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設時間	1～3年	4～6年		
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日

(注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における「日の開設時間」の時間を加えて、かつ18時を越えて開設する場合は「長時間開設の長期休部分」は、「日の開設時間」の時間を加えて開設する場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数」は、児童数50～70人の範囲で記入すること。
(注3)「開設日数」は、児童数50～70人の範囲で記入すること。
(注4)「分科」は、年度の途中にクラブを分科する(した)場合に○印を付す。分科前の児童数児童クラブを記入すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、「年度途中に新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合、開設日数等が基準を満たさないクラブは補助対象外であることに注意すること。

4. 児童福祉事業計画書(児童数71人以上、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童福祉事業計画書(児童数71人以上、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)	開設状況		児童数		年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
		年間開設日数 (a)	開設時間	1～3年	4～6年		
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
小計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日
合計	クラブ	日	時間	()	()	か所	年月日

(注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における「日の開設時間」の時間を加えて、かつ18時を越えて開設する場合は「長時間開設の長期休部分」は、「日の開設時間」の時間を加えて開設する場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数」は、児童数71人以上の範囲で記入すること。
(注3)「開設日数」は、児童数71人以上の範囲で記入すること。
(注4)「分科」は、年度の途中にクラブを分科する(した)場合に○印を付す。分科前の児童数児童クラブを記入すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、「年度途中に新規開設する(した)クラブ」については、翌年度以降1年を過ぎて開設した場合、開設日数等が基準を満たさないクラブは補助対象外であることに注意すること。

改正案

現行

h. 国庫補助事業計画書 総括表(10～19の計)

クラブ数	実施か所数						a～f 小計	特別 g	a～f 合計
	10～19人 a	20～35人 b	36～45人 c	46～55人 d	56～70人 e	71人～ f			
クラブ数									
開設日数加算									
対象日数									
時間数									
平日分									
長期休業分									
市町村数									
クラブ数									

h. 国庫補助事業計画書 総括表(a～gの計)

クラブ数	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	
	a	b	c	d	e	f	a～f 小計		g
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
長時間開設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
長期休業分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

実施市町村数	児童数		
	1～3年	4～6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改正案

②放課後子ども環境整備事業費
a.放課後児童クラブ設置促進事業

① 実施市名	② 設置主体			③ 設置主体			④ 運営主体			⑤ 実施事業内容
	公	私	名称	公	私	名称	公	私	名称	
小計(か所数)			か所							
小計(か所数)			か所							
小計(か所数)			か所							
合計(市、村)			か所							

(注)1. 設置主体、設置主体の名称は、当該事業内容による。
 (注2) ②設置主体及び③設置主体の名称には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注3) ③設置主体及び④設置主体の「公」「私」は、⑤実施事業内容の「設備」「設備の設置、備品の購入」欄は、該当するものに「○」を記入すること。
 (注4) 小計、各料欄には、か所数を記入すること。

現行

③ 放課後子ども環境整備事業費
a. 放課後児童クラブ設置促進事業

① 実施市名	②	③	④	⑤
施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容	
合計	か所	か所	か所	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

b. 放課後児童クラブ環境改善事業

① 市町村名	② クラブ名	③ 設置主体			④ 運営主体			⑤ 新規・既存 クラブ別	⑥ 既存クラブのうち、 更新・追加別	⑦ 購入備品等の内容
		公	私	名称	公	私	名称			
	小野(か所敷)	か所								
	小野(か所敷)									
	小野(か所敷)									
	各社(市町村)									

(注1) 設置主体・中核的運営は、必ず記載願います。
 (注2) 設置主体・中核的運営が、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注3) 設置主体・中核的運営が、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注4) 既存クラブのうち、更新・追加別には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。
 (注5) 小野、吾野には、別冊を記入すること。

b. 放課後児童クラブ環境改善事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体		④ 運営主体		⑤ 新規・既存 クラブ別	⑥ 既存クラブのうち、 更新・追加別	⑦ 購入備品等の内容
		公	私	公	私			
合計								

(注1) ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2) ⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。
 (注3) ⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新・追加の該当するものを全て○で囲むこと。

改正案

現行

c. 放課後児童クラブ児童受入促進事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体		④ 運営主体		⑤ 実施事業内容
		公	私	公	私	
小針(小所数)	か所					
小針(小所数)	か所					
合計(小針)	か所					

(注1) 監事等(小針)の欄には、小針欄に記入すること。
 (注2) 設置主体及び運営主体の公/私/は、社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注3) 設置主体及び運営主体の公/私/は、実施事業内容の「設備/設備の設置、備品の購入」欄には、該当するものに「○」を記入すること。
 (注4) 小針・合計欄には、か所数を記入すること。

③ 放課後児童クラブ支援事業費
 a. 市町村の派遣事業

(注1) 「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。
 (注2) 「放課後子ども教室推進事業」の活動内容(ボランティアの活用事業名(湖陵等))について記載すること。
 (注3) 「放課後子ども教室推進事業」の活動内容(ボランティアの活用事業名(湖陵等))について記載すること。

c. 放課後児童クラブ児童受入促進事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体		④ 運営主体		⑤ 実施事業内容
		公	私	公	私	
合計						

(注1) ①、③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2) ⑤は、該当するものに番号に○をすること。
 (注3) ⑤は、該当するものに番号に○をすること。

④ 放課後児童クラブ支援事業費
 a. ボランティア派遣事業

実施市名	活動内容	派遣児童クラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験学習 3. 巡回派遣事業 4. 長期休館派遣事業			

(注1) 「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。
 (注2) 「放課後子ども教室推進事業」の活動内容(ボランティアの活用事業名(湖陵等))について記載すること。
 (注3) 「放課後子ども教室推進事業」の活動内容(ボランティアの活用事業名(湖陵等))について記載すること。

③ 放課後児童クラブ支援事業費
 a. 市町村の派遣事業

市町村名	自然等体験事業		巡回派遣事業		長期休館派遣事業	
	活動内容	主な事業内容	活動内容	主な事業内容	活動内容	主な事業内容
合計(市町村)						

(注1) 派遣事業(市町村)の欄には、市町村の名称を記入すること。
 (注2) 巡回派遣事業(市町村)の欄には、巡回派遣事業の名称を記入すること。
 (注3) 長期休館派遣事業(市町村)の欄には、長期休館派遣事業の名称を記入すること。
 (注4) 活動内容(市町村)の欄には、活動内容の名称を記入すること。
 (注5) 活動内容(巡回派遣事業)の欄には、活動内容の名称を記入すること。
 (注6) 活動内容(長期休館派遣事業)の欄には、活動内容の名称を記入すること。

(注1) 「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。
 (注2) 「放課後子ども教室推進事業」の活動内容(ボランティアの活用事業名(湖陵等))について記載すること。
 (注3) 「放課後子ども教室推進事業」の活動内容(ボランティアの活用事業名(湖陵等))について記載すること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

(3)市町村分
①放課後児童健全育成事業費

4.児童発達支援事業計画(児童数10～19人、開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (b)250	開設状況		児童数			年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長期開設 平日分	長期開設 1～3年	計	長期開設 延等分		
		日	日	時～時 長期休業日等 時～時	人	人	人	人		年月日
		日	日	時～時 長期休業日等 時～時	人	人	人	人		年月日
		日	日	時～時 長期休業日等 時～時	人	人	人	人		年月日
小計	クラブ	日	日	時間	人	人	人	人	か所	年月日
		日	日	時～時 長期休業日等 時～時	人	人	人	人		年月日
		日	日	時～時 長期休業日等 時～時	人	人	人	人		年月日
		日	日	時～時 長期休業日等 時～時	人	人	人	人		年月日
小計	クラブ	日	日	時間	人	人	人	人	か所	年月日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	時間	人	人	人	人	か所	年月日

(注1)「長期開設の平日分」欄は、休業日ににおける「日」の開設時間が6時間を超えて、かつ6時を超えて開設する場合は、6時間を超えて開設する場合は、かつ6時を超えて開設する場合は、「長期開設の長期開設分」は、「日」の開設時間(注2)「児童数」欄の「人」は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が900日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び休日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、児童開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間(原則6時間以上)の条件に○印を付し、分割前の児童発達支援クラブを記入すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の児童発達支援クラブを記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する(した)年月日を記入すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。なお、年度途中における新規開設する(した)クラブについては、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)未満に満たない場合は、開所日数等が注記すること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

ロ 児童福祉事業計画書(児童数20～35人、開設日数250日以上)の設置後運営状況

実施市町村名	施設児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)×250	開設状況		児童数		年度途中に 新規開設	新規開設 年月日
				開設時間	長期開設 平日分 曜日分	1～3年	4～6年		
		日		日 時～時 時～時 (長期休業～時)		人	人		年 月 日
		日		日 時～時 時～時 (長期休業～時)		人	人		年 月 日
		日		日 時～時 時～時 (長期休業～時)		人	人		年 月 日
小計	クラブ	日		時間	時間	人	人	か所	年 月 日
		日		日 時～時 時～時 (長期休業～時)		人	人		年 月 日
		日		日 時～時 時～時 (長期休業～時)		人	人		年 月 日
		日		日 時～時 時～時 (長期休業～時)		人	人		年 月 日
		日		日 時～時 時～時 (長期休業～時)		人	人		年 月 日
小計	クラブ	日		時間	時間	人	人	か所	年 月 日
各 (市町村)	クラブ	日		時間	時間	人	人	か所	年 月 日

(注1)「長期開設の平日分」欄は、休業日における「日」の開設時間が10時間を超えて、かつ10時を超えて開設する場合は、年間平均時間数を、「長期開設の長期休業分」は、「日」の開設時間数を算入すること。
 (注2)「児童数(平均)」欄は、児童数加算対象日数で記入すること。
 (注3)「開設日数加算対象日数」は年間開設日数が90日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び休日)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が原則90時間以上のこと。
 (注4)「分属」欄は、年度の途中にクラブを分属する(した)場合に○印を付し、分属前の設置施設(児童クラブ)を記入すること。
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日記入すること。
 また、基準額の算出については、月割りにより算出すること。なお、「年度途中における新規開設する(した)クラブ」については、要年度以降1年を超えて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

6. 国庫補助事業計画書と児童数36～45人、開設日数250日以上の放課後児童クラブ

実施町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開校日数 (a)×250	開設時間	児童数		分割	年度途中における 新規開設	新規開設 年月日
					1～3年	4～6年			
		日	日	時～時 (長明休業日等 時～時)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長明休業日等 時～時)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長明休業日等 時～時)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長明休業日等 時～時)	人	人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間	人	人	か所	か所	年 月 日
		日	日	時～時 (長明休業日等 時～時)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長明休業日等 時～時)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (長明休業日等 時～時)	人	人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間	人	人	か所	か所	年 月 日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	時間	人	人	か所	か所	年 月 日

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、授業日における「日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は、長期間開設の長期休暇分は、「日の開設時間」が18時間を超えて開設する場合は、開校日数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、児童数を円数で記入すること。
 (注3)「開設日数計算対象日数」が「年間開設日数」が90日以上の場合は、90日とする。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び休日を除く)及びクラブ開設上必要な開校日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数を記入すること。開設時間が原則8時間以上のこと。
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する場合は、開設時間が原則8時間以上のこと。
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、年月日を記入すること。
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)より○印付した場合に、新規開設するした年月日を記入すること。
 年度途中における新規開設する(した)クラブについては、年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

d. 国民体育協会の児童数46～95人、開設日数250日以上の児童体育クラブ

実施自治体名	児童体育クラブ名	開設状況		児童数		年度中に新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数 (a)	開設日数 (a)×250	1～3年	4～6年		
		年間開設日数 (a)	開設日数 (a)×250	長期間開設 平日分	長期間開設 休日分	分割	新規開設 年月日
		日	日	日 (朝～ 長用休 日等 時)	日 (朝～ 長用休 日等 時)		年月日
		日	日	日 (朝～ 長用休 日等 時)	日 (朝～ 長用休 日等 時)		年月日
		日	日	日 (朝～ 長用休 日等 時)	日 (朝～ 長用休 日等 時)		年月日
	クラブ	日	日	時間	時間	か所	年月日
小計		日	日	日 (朝～ 長用休 日等 時)	日 (朝～ 長用休 日等 時)		年月日
		日	日	日 (朝～ 長用休 日等 時)	日 (朝～ 長用休 日等 時)		年月日
		日	日	日 (朝～ 長用休 日等 時)	日 (朝～ 長用休 日等 時)		年月日
		日	日	日 (朝～ 長用休 日等 時)	日 (朝～ 長用休 日等 時)		年月日
小計	クラブ	日	日	時間	時間	か所	年月日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	時間	時間	か所	年月日

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、休業日における「1日の開設時間」が8時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は、年間平均開設数を、「長期間開設の長期休業日」は、「1日の開設時間」が8時間を超えて開設する場合は、年間平均開設数を、「長期休業日」欄に記入すること。
 (注2)「児童数(個)」内は、児童数を内数で記入すること。
 (注3)「開設日数」は、児童数が46人以上、開設日数が250日以上の場合は、90日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、休業日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「O」を付し、分割前の基準児童クラブ数を記入すること。
 (注5)「年間開設日数」欄は、年度の途中にクラブを新規で開設する場合は「O」を付すこと。
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により「O」を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
 別添「児童数の算出」については、月算により算出すること。なお、年度途中における新規開設する(した)クラブについては、年度以降1年を通じて開設した場合は、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外とする。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

4. 国庫補助事業(児童数65~70人、開設日数250日以上)の設置後児童クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数 (a)×250	開設時間 (時~時) (長用休業日等 時~時)	長期間開設 平日分		児童数		分割	年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
					長期間開設 平日分	長期休業日等 時~時	1~3年	4~6年			
		日		(時~時) (長用休業日等 時~時)			()	()			年 月 日
		日		(時~時) (長用休業日等 時~時)			()	()			年 月 日
		日		(時~時) (長用休業日等 時~時)			()	()			年 月 日
小計	クラブ	日		時間	時間		()	()	か所	か所	/
		日		(時~時) (長用休業日等 時~時)			()	()			年 月 日
		日		(時~時) (長用休業日等 時~時)			()	()			年 月 日
		日		(時~時) (長用休業日等 時~時)			()	()			年 月 日
小計	クラブ	日		時間	時間		()	()	か所	か所	/
合計 (市町村)	クラブ	日		時間	時間		()	()	か所	か所	/

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、休業日にあたる「日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は、当該開設の長期休業日(長用休業日)を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数」欄は「年間開設日数」が90日以上の場合、90日とする。また、休業日、日曜及び祝日を除く及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、年間開設日数が90日以上の場合は、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割するした場合に○印を付し、分割前の基礎児童クラブ数を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合は、新規開設するした年月日を記入すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合は、年度途中にクラブを分割するした場合に○印を付し、分割前の基礎児童クラブ数を記入すること。
開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

8 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		児童数			利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間	長時間開設の平日分	1～3年	4～6年	計	調査条件	調査結果 児童数(人)
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		人	人	人		
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		()	()	()		
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		人	人	人		
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		()	()	()		
小計	クラブ			時間	()	()	()	か所	
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		人	人	人		
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		()	()	()		
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		人	人	人		
		日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)	日 (時～ 時) 長期休業日 (時～ 時)		()	()	()		
小計	クラブ			時間	()	()	()	か所	
合計 (市町村)	クラブ			時間	()	()	()	か所	

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、休業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間を記入すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「〇」印を付し、分割前の放課後児童クラブ数を記入すること。

(注4)「利用者に対するニーズ調査」欄は、年度における「調査条件」欄に「〇」印を付し、分割前の放課後児童クラブ数を記入すること。

(注5)「利用者に対するニーズ調査」欄は、年度における「調査条件」欄に「〇」印を付し、分割前の放課後児童クラブ数を記入すること。

(注6)「利用者に対するニーズ調査」欄は、年度における「調査条件」欄に「〇」印を付し、分割前の放課後児童クラブ数を記入すること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

h. 国庫補助事業計画書 総括表(a~gの計)

	実施か所数										開設日数 加算対象 日数	
	a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g	a~g 合計	日		
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
長時間開設	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児童を内数で記入すること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

②放課後子ども課整備事業費
a 放課後児童クラブ設置促進事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 実施事業内容
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公私	か所 公私	か所 公私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公私	か所 公私	か所 公私	/
合計 (市町村)	か所 公私	か所 公私	か所 公私	/

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

b 放課後児童クラブ環境改善事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 新規・既存 クラブ別	⑥ 既存クラブの うち、更新・ 追加別	⑦ 購入備品等の内容
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
合 計 (市 町 村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。
 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

c. 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 実施事業内容
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	
合計 (市町村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

ポランティア派遣事業 市町村名	活動内容	派遣先数/クラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	クラブ		
△△市	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	クラブ		
合計 (市町村)	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	クラブ		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○を付すること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ポランティアの別製的な活用を図っている場合は、その具体的な内容(ポランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

b. 放課後児童の単生・安全対策事業

市町村名	対象クラブ数	対象人数	備考
〇〇市			
□□町			
◇◇村			
合計(市町村)	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は児童の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

c. 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配課人数		か所数		備考
			合計		合計	
〇〇市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
合計 (市町村数)	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注1)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

(注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師・児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

別紙様式3から5 (略)

別紙様式3から5 (略)

改正案

別表1

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金取支算額対比表

区 分	国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過不足額 (③-①)④	備考
放課後子ども教室推進事業 推進所費分(または 中核市・政令市分(国庫補助分)・小計 市町村分(国庫補助分)・小計)	H	H	H	H	
放課後子ども教室推進事業等 計(1)					
放課後児童健全育成事業費等					
放課後児童指導員等資質向上事業費					
放課後児童健全育成事業等 計(2)					
合 計 ((1) + (2))					

(注) 別表2の各欄に記載された数値と付合すること。

現 行

別表1

平成 年度放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金取支算額対比表

区 分	国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過不足額 (③-①)④	備考
放課後子ども教室推進事業費等	千円	千円	千円	千円	
放課後子ども教室指導員等研修・推進委員会事業費					
放課後子ども教室推進事業等 計(1)					
放課後児童健全育成事業費等					
放課後児童指導員等資質向上事業費					
放課後児童健全育成事業等 計(2)					
合 計 ((1) + (2))					

(注) 別表2の各欄に記載された数値と付合すること。

改正案

別表2 放課後子ども教室分 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分、指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等賃向上事業費

都道府県名 指定都市名 中核市名	対象経費		国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	実支出額①	差引額 (①-②)=③			
	円	円	円	円	

現行

別表2 放課後子ども教室分 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等賃向上事業費

都道府県名	対象経費		国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	実支出額①	差引額 (①-②)=③			
	円	円	円	円	

(2) 指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等賃向上事業費

指定都市名 中核市名	対象経費		国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	実支出額①	差引額 (①-②)=③			
	円	円	円	円	

改正案

別表3 放課後子ども教室分 (略)

(1) 都道府県分、指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業

運営形態	委託又は補助先	研修対象者(人)	研修等内容(具体的に)	連携の有無	障害児対応研修の有無	備考
①	②	③	④	⑤	⑥	
1 委託						
2 補助		(人)				
3 直営						

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。
 (注2)②は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。
 (注3)③は、研修期間、研修回数、講義、演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。
 (注4)④は、放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修と併せて実施した場合に○をし、その具体的な内容については、④に記載すること。
 (注5)⑤は、障害児対応指導員の研修を開催した場合に○をし、その具体的な内容については、④に記載すること。

現行

別表3 放課後子ども教室分 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業

運営形態	委託又は補助先	研修対象者(人)	研修等内容(具体的に)	連携の有無	障害児対応研修の有無	備考
①	②	③	④	⑤	⑥	
1 委託						
2 補助		(人)				
3 直営						

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。
 (注2)②は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。
 (注3)③は、研修期間、研修回数、講義、演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。
 (注4)④は、放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修と併せて実施した場合に○をし、その具体的な内容については、④に記載すること。
 (注5)⑤は、障害児対応指導員の研修を開催した場合に○をし、その具体的な内容については、④に記載すること。

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業

運営形態	委託又は補助先	研修対象者(人)	研修等内容(具体的に)	連携の有無	障害児対応研修の有無	備考
①	②	③	④	⑤	⑥	
1 委託						
2 補助		(人)				
3 直営						

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。
 (注2)②は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。
 (注3)③は、研修期間、研修回数、講義、演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。
 (注4)④は、放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修と併せて実施した場合に○をし、その具体的な内容については、④に記載すること。
 (注5)⑤は、障害児対応指導員の研修を開催した場合に○をし、その具体的な内容については、④に記載すること。

改正案

現行

6. 事業業績(原簿数35～45人、開設日数250日以上)の状況(児童児童クラブ)

実施都市名	児童児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数		年度途中に 新規開設	新規開設年月日
				年間開設日数 (a)	開設時間	児童数 (人)	児童数 (人)		
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
小計	クラブ								
小計	クラブ								
合計	クラブ								

(注1)「長期間開設の平日分」は、採算日における「日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合」の年間平均時間数を、「日の開設時間」が18時間を超えて開設した場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数(原簿)」(人)は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、90日とする。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注4)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付すこと。
(注5)「新規開設年月日」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りによ算出すること。なお、1年度途中における新規開設する(した)クラブについては、基準年度以降1年を通して開設した場合、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

4. 事業業績(原簿数45～55人、開設日数250日以上)の状況(児童児童クラブ)

実施都市名	児童児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数		年度途中に 新規開設	新規開設年月日
				年間開設日数 (a)	開設時間	児童数 (人)	児童数 (人)		
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
小計	クラブ								
小計	クラブ								
合計	クラブ								

(注1)「長期間開設の平日分」は、採算日における「日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合」の年間平均時間数を、「日の開設時間」が18時間を超えて開設した場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数(原簿)」(人)は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、90日とする。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注4)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付すこと。
(注5)「新規開設年月日」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りによ算出すること。なお、1年度途中における新規開設する(した)クラブについては、基準年度以降1年を通して開設した場合、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

6. 事業業績(原簿数35～45人、開設日数250日以上)の状況(児童児童クラブ)

実施都市名	児童児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数		年度途中に 新規開設	新規開設年月日
				年間開設日数 (a)	開設時間	児童数 (人)	児童数 (人)		
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
小計	クラブ								
小計	クラブ								
合計	クラブ								

(注1)「長期間開設の平日分」は、採算日における「日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合」の年間平均時間数を、「日の開設時間」が18時間を超えて開設した場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数(原簿)」(人)は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、90日とする。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注4)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付すこと。
(注5)「新規開設年月日」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りによ算出すること。なお、1年度途中における新規開設する(した)クラブについては、基準年度以降1年を通して開設した場合、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

4. 事業業績(原簿数45～55人、開設日数250日以上)の状況(児童児童クラブ)

実施都市名	児童児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数		年度途中に 新規開設	新規開設年月日
				年間開設日数 (a)	開設時間	児童数 (人)	児童数 (人)		
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
		日		時～時	人	人			
小計	クラブ								
小計	クラブ								
合計	クラブ								

(注1)「長期間開設の平日分」は、採算日における「日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合」の年間平均時間数を、「日の開設時間」が18時間を超えて開設した場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数(原簿)」(人)は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、90日とする。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注4)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付すこと。
(注5)「新規開設年月日」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りによ算出すること。なお、1年度途中における新規開設する(した)クラブについては、基準年度以降1年を通して開設した場合、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

改正案

現行

1. 事業要項(児童数66~70人、開設日数250日以上、児童数250人以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童数(児童数66~70人)	開設日数(日数)	児童状況		開設時間	児童数	児童数(人)	区分	年度中に おける 新規開設	新規開設年月日 又は 途中閉鎖年月日
			年間開設日数 (a)	年間開設日数 (b)						
小計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		
合計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		

(注1)「長期間開設の平均日数」は、年度中に「1日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「1日の開設時間」が6時間を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「長期間開設の平均日数」として算出すること。
(注2)「児童数」は、年度中に開設したクラブの児童数を内訳して算出すること。
(注3)「新規開設」は、年度中に新規に開設したクラブの数を算出すること。
(注4)「区分」は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。また、児童数、児童数(人)は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、年度中に開設したクラブについては、年度途中で開設した場合、開設日数等が算出される。

1. 事業要項(児童数66~70人、開設日数250日以上、児童数250人以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童数(児童数66~70人)	開設日数(日数)	児童状況		開設時間	児童数	児童数(人)	区分	年度中に おける 新規開設	新規開設年月日
			年間開設日数 (a)	年間開設日数 (b)						
小計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		
合計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		

(注1)「長期間開設の平均日数」は、年度中に「1日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「1日の開設時間」が6時間を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「長期間開設の平均日数」として算出すること。
(注2)「児童数」は、年度中に開設したクラブの児童数を内訳して算出すること。
(注3)「新規開設」は、年度中に新規に開設したクラブの数を算出すること。
(注4)「区分」は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。また、児童数、児童数(人)は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、年度中に開設したクラブについては、年度途中で開設した場合、開設日数等が算出される。

1. 事業要項(児童数71人以上、開設日数250日以上、児童数250人以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童数(児童数71人以上)	開設日数(日数)	児童状況		開設時間	児童数	児童数(人)	区分	年度中に おける 新規開設	新規開設年月日 又は 途中閉鎖年月日
			年間開設日数 (a)	年間開設日数 (b)						
小計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		
合計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		

(注1)「長期間開設の平均日数」は、年度中に「1日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「1日の開設時間」が6時間を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「長期間開設の平均日数」として算出すること。
(注2)「児童数」は、年度中に開設したクラブの児童数を内訳して算出すること。
(注3)「新規開設」は、年度中に新規に開設したクラブの数を算出すること。
(注4)「区分」は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。また、児童数、児童数(人)は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、年度中に開設したクラブについては、年度途中で開設した場合、開設日数等が算出される。

1. 事業要項(児童数71人以上、開設日数250日以上、児童数250人以上の放課後児童クラブ)

実施市名	児童数(児童数71人以上)	開設日数(日数)	児童状況		開設時間	児童数	児童数(人)	区分	年度中に おける 新規開設	新規開設年月日
			年間開設日数 (a)	年間開設日数 (b)						
小計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		
合計	クラブ	日	時~時	人	人	人	か所	か所		

(注1)「長期間開設の平均日数」は、年度中に「1日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「1日の開設時間」が6時間を超えて開設した場合の年間平均開設時間を、「長期間開設の平均日数」として算出すること。
(注2)「児童数」は、年度中に開設したクラブの児童数を内訳して算出すること。
(注3)「新規開設」は、年度中に新規に開設したクラブの数を算出すること。
(注4)「区分」は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。また、児童数、児童数(人)は、年度中に開設したクラブを分けて算出すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注1)により算出すること。なお、年度中に開設したクラブについては、年度途中で開設した場合、開設日数等が算出される。

改正案

現行

h. 事業実績 総括表(a~gの計)

クラブ数	実施か所数							a~g 合計
	10~19人 a	20~35人 b	36~45人 c	46~55人 d	56~70人 e	71人~ f	特別 g	
開設日数加算								
対象日数								
長時間開設	平日分							
	長時間開設 長時間分							
年度途中開設クラブ (分割を除く)	市町村数							
	クラブ数							

h. 事業実績 総括表(a~gの計)

クラブ数	実施か所数							a~g 合計	開設日数 加算対象 日数
	a	b	c	d	e	f	a~f 小計		
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	長時間開設 長時間分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
年度途中開設クラブ (分割を除く)	市町村数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

実施市町村数	児童数		
	1~3年 人	4~6年 人	計 人
	()	()	()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改正案

②放課後子ども環境整備事業費
a 放課後児童クラブ設置促進事業

① 市町村名	② 設置主体			③ 運営主体			④ 名称	⑤ 実施事業内容
	公	私	か所	公	私	か所		
								設備の設置、 備品の購入
小計(か所数)			か所					
小計(か所数)			か所					
小計(か所数)			か所					
合計(市町村)			か所					

(注1) 施設管理・担当者の場合は、当該事業実施者として、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2) 設置主体及び運営主体の名称には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注3) 設置主体及び運営主体の「公」「私」は、当該事業内容の「設備の設置、備品の購入」欄は、該当するものに「○」を記入すること。
 (注4) 小計、各詳細には、か所数を記入すること。

現行

③ 放課後子ども環境整備事業費
a 放課後児童クラブ設置促進事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計	か所	か所	か所	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 2. ⑤は、該当するものに番号に○をすること。

改正案

b 放課後児童クラブ環境改善事業

① 市町村名	② クラブ名	③ 設置主体			④ 運営主体			⑤ 新規・既存クラブ別			⑥ 既存クラブのうち、更新・追加別			⑦ 購入備品等の内容
		公	私	名称	公	私	名称	新規	既存	更新	追加	更新	追加	
	か所													
小野(か所敷)														
小野(か所敷)														
小野(か所敷)														
合計(市町村)														

(注1) 設置主体・運営主体は、必ず記載してください。
 (注2) 設置主体・運営主体が、設置主体・運営主体の名称を記載してください。
 (注3) 新規・既存クラブ別は、新規・既存のクラブ数を記載してください。
 (注4) 既存クラブのうち、更新・追加別は、更新・追加のクラブ数を記載してください。
 (注5) 小野、市町村には、必ず記載してください。

現行

b 放課後児童クラブ環境改善事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体			④ 運営主体			⑤ 新規・既存クラブ別			⑥ 既存クラブのうち、更新・追加別			⑦ 購入備品等の内容
		公	私	名称	公	私	名称	新規	既存	更新	追加	更新	追加	
合計														

(注1) ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2) ⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらが該当する方を○で囲むこと。
 (注3) ⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

改正案

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

A. ボランティア派遣事業

市町村名	指導員派遣人数		クラブか所数		備考
	合計	か所	合計	か所	
合計(市町村)					

(注1) 指導員派遣人数は、専任指導員数を示す。
 (注2) 指導員派遣人数は、放課後児童クラブ支援事業費と放課後児童クラブ支援事業費とを合算して算出する。
 (注3) 放課後児童クラブ支援事業費は、放課後児童クラブ支援事業費と放課後児童クラブ支援事業費とを合算して算出する。

④放課後児童クラブ支援事業費

A. ボランティア派遣事業

実施市名	活動内容		主な事業内容		放課後子ども教室推進事業との連携
	活動内容	派遣先児童クラブ数	活動内容	派遣先児童クラブ数	
	1. 伝承遊び等事業				
	2. 自然等体験事業				
	3. 巡回派遣事業				
	4. 長期休暇派遣事業				

(注1) 活動内容欄には、該当する事業に○をすること。
 (注2) 「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

B. 障害児受入推進事業

市町村名	指導員派遣人数		クラブか所数		備考
	合計	か所	合計	か所	
合計(市町村)					

(注1) 指導員派遣人数は、専任指導員数を示す。
 (注2) 指導員派遣人数は、放課後児童クラブ支援事業費と放課後児童クラブ支援事業費とを合算して算出する。
 (注3) 放課後児童クラブ支援事業費は、放課後児童クラブ支援事業費と放課後児童クラブ支援事業費とを合算して算出する。

B. 障害児受入推進事業

実施市名	対象クラブ数	対象人数	備考
	クラブ	人	

(注) 当該事業の対象は児童の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

C. 障害児受入推進事業

実施市名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
		合計	か所	合計	か所	
〇〇市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣 2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出 3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注1) 指導員の配置方法欄は、該当する配置方法に○をすること。

(注2) 当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

(注3) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童手帳、児童福祉手当、証明書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

改正案

現行

(3) 市町村分
① 放課後児童健全育成事業費

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

1. 事業費(児童数10~19人、開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数計算 対象日数 (b)		開設状況		現 登 数		年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
			年間開設日数 (a)	開設時間	長期間開設 平日分	長期開設 1~3年	4~6年	計		
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	人	人		年 月 日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()		年 月 日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()		年 月 日
小 計	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()	か所	年 月 日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()		年 月 日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()		年 月 日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()		年 月 日
小 計	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()	か所	年 月 日
合 計	クラブ	日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()	か所	年 月 日
(市町村)		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)	時間	時間	()	()	か所	年 月 日

(注1)「長期間開設の平日分」は、休業日における「日」の開設時間が6時間を超えて、かつ6時を越えて開設する場合は、長期間開設の長期分を、「日」の開設時間から当該時間まで開設する場合は、長期分を併せて記入すること。

(注2)「年度途中」は、事業年度を単位として、また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び休日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。

(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。

(注4)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に〇印を付し、分割前の放課後児童クラブを記入すること。

(注5)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に〇印を付すること。

(注6)「新規開設年月日」は、(注5)に〇を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。

また、基準額の算出については、月別におきまして、(注5)に〇を付した場合には、年度途中における新規開設する(した)クラブについては、要年度以前1年を通して開設した場合は、開設日後等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに留意すること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

事業名称 実施市町村名	開設日数			開設状況		児童数		年度別に 新規開設 新規開設	新規開設 年月日	
	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (b)×250	開設日数 (c)	開設時間		1～3年	4～6年			計
				平日分 長 期 休 業 日 等 時 間	長期 休 業 日 等 時 間					
	日	日	日	時～時 (月休業日等 時～時間)	時～時 (月休業日等 時～時間)	人	人	人	年 月 日	
	日	日	日	時～時 (月休業日等 時～時間)	時～時 (月休業日等 時～時間)	人	人	人	年 月 日	
	日	日	日	時～時 (月休業日等 時～時間)	時～時 (月休業日等 時～時間)	人	人	人	年 月 日	
小計	日	日	日	時～時 (月休業日等 時～時間)	時～時 (月休業日等 時～時間)	人	人	人	年 月 日	
合計 (市町村)	日	日	日	時～時 (月休業日等 時～時間)	時～時 (月休業日等 時～時間)	人	人	人	年 月 日	

(注1)「長期開設の平日分」は、授業日にあたる「1日の開設時間が60分を超えて、かつ1日時を超えて開設する場合の年間平均開設数を、1日の開設時間
を定数として算出した値を記入すること。
(注2)「開設日数加算対象日数」は年間開設日数が50日以上の場合は、60日とすること。また、長期休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上の要な開設日は、基準開設日
数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注3)「分設」は、年度の途中でクラブを分設する(した)場合に「O」印を付すること。
(注4)「新規開設年月日」は、年度途中でクラブを新規に開設する場合は「O」印を付すること。
(注5)「新規開設年月日」は、(注4)により「O」を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
(注6)「新規開設年月日」は、(注4)により「O」を付した場合は、(注5)により算出すること。なお、「年度途中で開設したクラブ」については、要年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準
開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

6. 事業種別別定員数36～45人、開設日数250日以上の放課後児童クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数 (a) ²⁵⁰	開設状況		児童数		年度途中における 新規開設	新規開設 年月日
				年間開設日数 (a)	開設時間	1～3年	4～6年		
		日	日	時～時 (月 日)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (月 日)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (月 日)	人	人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間	人	人	か所	か所	年 月 日
		日	日	時～時 (月 日)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (月 日)	人	人			年 月 日
		日	日	時～時 (月 日)	人	人			年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間	人	人	か所	か所	年 月 日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	時間	人	人	か所	か所	年 月 日

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、授業日に於ける「日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は「長期間開設の長期別分」は、「日の開設時間」が8時間を超えて開設する場合は「年間平均時間数」を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数」欄は「年間開設日数」が90日以上の場合は、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含められているので、対象日数については、開設時間(原則8時間以上)のこと。
(注4)「分割」欄は、年度途中にクラブを分割する場合は、分割前の基準児童クラブ名を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄は、(注5)によりOを付した場合は、新規開設するした年月日を記入すること。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)によりOを付した場合は、年度途中に於ける新規開設するした年月日を記入すること。
開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

4. 事業種別(児童数45～55人、開設日数が60日以上)の放課後児童クラブ(開

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開始日 (a)-2(a)	開設時間 (時～時)等 (長期休業日等 時～時)	長期開設 平日分	長期開設 長期休業日等 時～時	児童数			年度途中に おける 新規開設	新規開設 年月日
							1～3年	4～6年	計		
		日	日	(時～時)等 (長期休業日等 時～時)			人	人	人		年 月 日
		日	日	(時～時)等 (長期休業日等 時～時)			人	人	人		年 月 日
		日	日	(時～時)等 (長期休業日等 時～時)			人	人	人		年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間	時間		人	人	人	か所	か所
		日	日	(時～時)等 (長期休業日等 時～時)			人	人	人		年 月 日
		日	日	(時～時)等 (長期休業日等 時～時)			人	人	人		年 月 日
		日	日	(時～時)等 (長期休業日等 時～時)			人	人	人		年 月 日
小計	クラブ	日	日	時間	時間		人	人	人	か所	か所
合計 (市町村)	クラブ	日	日	時間	時間		人	人	人	か所	か所

(注1)「長期開設の平日分」欄は、授業日にあける「日」の開設時間が60時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は、「長期開設の長期休業部分」は、「日」の開設時間から60時間を超えて開設する場合は、年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、児童数を登録した日付を記入すること。また、「授業日」長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含められているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
 (注3)「開設日数」欄は、年度途中にクラブを新設する場合は、開設時間が原則8時間以上のこと。
 (注4)「分府」欄は、年度途中にクラブを分割する場合は、開設時間が原則8時間以上のこと。
 (注5)「新規開設年月日」欄は、(注5)による新規開設する場合は、新規開設する日(年月日)を記入すること。
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)による新規開設する場合は、新規開設する日(年月日)を記入すること。
 開設日数(250日)に新たなクラブは補助対象外であることとする。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

4. 事業継続の児童数56～70人の児童発達支援クラブ

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数 (a)×250	開設状況		児童数			年度中に おける 新規開設	新規開設 年月日
				年間開設日数 (a)	開設時間	長期間開設 平日分	長期休 業日等 (時～時)	1～3年		
		日		日	時～時 (長期休業日等 時～時)		人	人		年月日
		日		日	時～時 (長期休業日等 時～時)		人	人		年月日
		日		日	時～時 (長期休業日等 時～時)		人	人		年月日
小計	クラブ	日		時間	時間	人	人	人	か所	年月日
		日		日	時～時 (長期休業日等 時～時)		人	人		年月日
		日		日	時～時 (長期休業日等 時～時)		人	人		年月日
		日		日	時～時 (長期休業日等 時～時)		人	人		年月日
小計	クラブ	日		時間	時間	人	人	人	か所	年月日
合計 (市町村)	クラブ	日		時間	時間	人	人	人	か所	年月日

(注1)「長期間開設の平日分」欄は、休業日にあける「日」の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は「長期間開設の長期休業日」欄に「日」の開設時間か8時間を超えて開設する場合は「長期平均時間数」を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、50日とする。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な閉所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数については、開設日数に開所8時間以上の日数を記入すること。
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割するしきり場合に○印を付し、分割前の児童発達支援クラブ名を記入すること。
 (注5)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○印を付した場合は、新規開設するしきり年月日を記入すること。
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○印を付した場合は、年度途中にクラブを分割するしきり年月日を記入すること。
 開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

1 事業要領(労働者1人以上、開設日数250日以上の技能後援クラブ)

実施市町名 技能後援クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			年度途中に 新規開設	新規開設 年月日
			開設時間 (時～時) 長期休業日等 (時～時)	平日分 長期休業日等 (時～時)	1～3年	4～6年	計		
	日		時～時 長期休業日等 (時～時)		人	人	人		年月日
	日		時～時 長期休業日等 (時～時)		人	人	人		年月日
	日		時～時 長期休業日等 (時～時)		人	人	人		年月日
小計	クラブ		時間	時間	人	人	人	か所	年月日
	日		時～時 長期休業日等 (時～時)		人	人	人		年月日
	日		時～時 長期休業日等 (時～時)		人	人	人		年月日
	日		時～時 長期休業日等 (時～時)		人	人	人		年月日
小計	クラブ		時間	時間	人	人	人	か所	年月日
合計 (市町村)	クラブ		時間	時間	人	人	人	か所	年月日

(注1)「長時間勤務の平日分」欄は、事業日における「1日の開設時間」が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は、「長時間開設の長期休業日」は、「1日の開設時間」が6時間を超えて開設する場合は、児童数を内数で記入すること。
 (注2)「児童数」欄の「人」は、児童数を内数で記入すること。
 (注3)「開設日数加算対象日数」は、年間開設日数が250日以上の場合は、95日とすること。また、相違日、長期休業日(土曜、日曜及び休日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、対象日数としては、開設時間が前開8時間以上のこと。
 (注4)「分属」欄は、年度の途中にクラブを分属する(した)場合に○印を付し、分属前の基礎後援クラブを記入すること。
 (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
 (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
 また、基準額の算出については、(注5)により算出すること。なお、7年度途中における新規開設する(した)クラブについては、基準額以降1年を遡って開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

※ 事業実績(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町名	放課後児童クラブ名	年間開設日数	開設状況		長時間開設の 平日分	児童数		分割	利用者に対するニーズ調査	
			年間開設日数	開設時間		1～3年	4～6年		調査結果 児童数(人)	調査結果 児童数(人)
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
小計	クラブ	時間			時間	人	人	か所		
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
		日 (時～時 長期休業日等 (時～時))				人	人			
小計	クラブ	時間			時間	人	人	か所		
(合計)	クラブ	時間			時間	人	人	か所		

(注1)長時間開設の平日分は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は年間平均時間数を記入する。

(注2)「児童数(欄の)」内は、児童数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注4)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、1～3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、逐一に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、休日、夏休み等)ごとの利用を聴取すること。

3. 事業年度末における利用希望を聴取すること。

(注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査対象(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。

(注6)「利用者に対するニーズ調査」は市町村において6年間条件すること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

h 事業実績 総括表(a~gの計)

	実施か所数										開設日数 加算対象 日数	
	a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g	a~g 合計	日		
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
() 人	() 人	() 人	

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改正案

現行

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

②放課後子ども環境整備事業費
a. 放課後児童クラブ設置促進事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 実施事業内容
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公私	か所 公私	か所 公私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公私	か所 公私	か所 公私	/
(市町村)	か所 公私	か所 公私	か所 公私	/

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するものに番号に○をすること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

b. 放課後児童クラブ環境改善事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 新規・既存 クラブ別	⑥ 既存クラブの うち、更新・ 追加別	⑦ 購入備品等の内容
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
合 計 (市町村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)の
 どちらか該当する方を○で囲むこと。
 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 実施事業内容
e. 放課後児童クラブ運営見受入促進事業				
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
合計 (市町村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/

(注)1. ②及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

③放課後児童クラブ支援事業費
a. ボランティア派遣事業

市町村名	活動内容	派遣希望クラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
△△市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
合計 (市町村)		クラブ		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○を打つこと。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効率的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

指定都市・中核市分と共通としたため、削除

現行

b 放課後児童の福祉・安全対策事業

市町村名	対象クラブ数	対象人数	備考
〇〇市			
□□町			
△△村			
合計(市町村)	クラブ		人

(注)当該事業の対象は児童の放課後児童クラブに就学する放課後児童指導員であること。

c 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
		合計		合計		
〇〇市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
合計 (市町村数)	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注1)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

(注2)当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

(注3)障害児の対象は、障害手帳、身体障害者手帳、特別児童手帳等当市児童福祉手当照会番号所持していること。ただし、手帳等名所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

別紙様式6から8 (略)

別紙様式6から8 (略)

「放課後児童クラブ整備費交付要綱」新旧対照表（案）

改正後	現行												
<p>別紙</p> <p>放課後児童クラブ整備費交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. (略)</p> <p>(定義)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1120 1460 2103"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設</td> <td>新たに施設を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</td> </tr> <tr> <td>拡張</td> <td>既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設	新たに施設を整備すること。	改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。	拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。	<p>別紙</p> <p>放課後児童クラブ整備費交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. 放課後児童クラブ整備費の国庫補助については、予算の範囲内に従って、予算の範囲内におおいて交付するものとし、法令又は予算の定めるところに於いては、昭和30年法律第179号（昭和30年法律第79号）、補助金等執行の適正化に關する法律（昭和30年法律第79号）、及び厚生労働省令第6号（昭和30年政令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定することにより児童の福祉の増進に資することを旨とする。</p> <p>(定義)</p> <p>3. この要綱において「放課後児童クラブ」とは、平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文科省学政課局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設をいう。</p> <p>4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1173 136 1460 1120"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設</td> <td>新たに施設を整備すること。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設	新たに施設を整備すること。
整備区分	整備内容												
創設	新たに施設を整備すること。												
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。												
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。												
整備区分	整備内容												
創設	新たに施設を整備すること。												

大規模修繕

既存施設について、平成25年※月※日雇発第※※※※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて（以下通知という）」の第3により整備すること。

応急仮設施
設整備

通知の第5により整備すること。

(交付の対象)

- 5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。放課後児童クラブの施設整備
 - (1) 指定都市及び中核市が設置する3に定める放課後児童クラブの施設整備
 - (2) 市町村（特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置する3に定める放課後児童クラブの施設整備に對し、都道府県が行う補助
 - (3) 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人が設置する3に定める放課後児童クラブの施設整備に對し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助

(4) (略)

(補助の対象外)

6. (略)

(交付額の算定方法)

7. (略)

(交付の対象)

- 5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。放課後児童クラブの施設整備
 - (1) 指定都市及び中核市が設置する3に定める放課後児童クラブの施設整備
 - (2) 市町村（特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置する3に定める放課後児童クラブの施設のための施設整備に對し、都道府県が行う補助
 - (3) 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人が設置する3に定める放課後児童クラブの施設のための施設整備に對し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助
 - (4) その他厚生労働大臣が特に必要と認め放課後児童クラブ室の施設整備

(補助の対象外)

- 6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
 - (4) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
 - ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 指定都市及び中核市設置分
 - 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) 市町村設置分
 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額と
 に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額と
 を比較して少ない方を乗じて得た額の範囲内の額
 を交付額とする。
- (3) 社会福祉法人等設置分
 7の(1)に定める方法(ただし、その費用のため
 の寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとす
 る。)により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都
 道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較し
 て少ない方を乗じて得た額の範囲内の額を交付額
 とする。

(交付の条件)
 8. (略)

(交付の条件)

8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分は、変更をしない。変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 ア. 建築物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 イ. 建築物の用途
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円第2号の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2で、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、別紙9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又

10. (略)

(交付決定までの標準的期間)

11. (略)

(補助金の概算払)

12. (略)

(状況報告)

13. (略)

(実績報告)

14. (略)

(補助金の返還)

15. (略)

(その他)

16. (略)

10. 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11. 厚生労働大臣は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として120日以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

12. 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

13. 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙6の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙7の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（8の（3）又は（14）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。なお、事業が翌年度の翌年度の4月30日までに、この補助金の交付の決定に係る報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

15. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える部分について国庫に返還することとを命ずる。また、その超える部分について返還することとを命ずる。

(その他)

16. 特別の事情により、7、9、10及び14に定める算定方法、手続によることとできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

改正後	現行
<p>別紙1 (略)</p>	<p>別紙1</p> <p>5(1)の放課後児童クラブの直接補助の場合</p> <p>番号 年月日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>指定都市の長 中核市の長</p> <p>平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 施設の名 称 別紙(1)のとおり</p> <p>3 申請額算出内 訳 別紙(1)のとおり</p> <p>4 事業計 画 別紙(2)のとおり</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定都市又は中核市の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙（1）

放課後児童クラブ整備費申請額算出内訳

（整備区分：創設）

（施設の名称）

区 分	総事業費 A 円	対象経費の実支出（予定）額			寄付金 その他の 収入 E 円	差引額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費		m ²									
工 事 事 務 費											
初度設備相当加算											
（ 小 計 ）											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

行

現

別紙（1）

放課後児童クラブ整備費申請額算出内訳

（整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備）

（施設の名称）

区 分	総事業費 A 円	対象経費 の実支出 (予定)額 B 円	寄付金 その他の 収入 C 円	差引額 (A-C) D 円	算定基準 による 算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助金 所要額 H 円
工 事 事 務 費								
解体撤去・仮施設整備費								
特 殊 附 帯 工 事 費								
（ 小 計 ）								
そ の 他 の 工 事 費								
合 計								

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

後

正

改

改 正 後	現 行
別紙(2)	別紙(2)
1 対象施設の概要 (1) 施設の名 称 (2) 所在地 (3) 事業の目的及び効果 (4) 設置主体及び経営主体 (5) 利用(1日当たり予定) 人員 _____人	1 対象施設の概要 (1) 施設の名 称 (2) 所在地 (3) 事業の目的及び効果 (4) 設置主体及び経営主体 (5) 利用(1日当たり予定) 人員 _____人 乳幼児 小学生 中学生等 計
2 施設整備費に係る事業計画 (1) 施設の規模及び構造 ア 敷地面積 _____㎡ イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別) ウ 整備の区分 施設整備の区分(創設)	2 施設整備費に係る事業計画 (1) 施設の規模及び構造 ア 敷地面積 _____㎡ イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別) ウ 整備の区分 施設整備の区分(創設)
エ 建物の面積 オ 建物の構造 (注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかなにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかなにしたものであること。) 2 配置図及び各階平面図を添付すること。	エ 建物の面積 オ 建物の構造 (注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかなにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかなにしたものであること。) 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
(2) 整備費内訳 ア 工事費 イ 工事事務費 ウ (小計) エ その他の工事費 オ <u>解体撤去・仮設施設整備費</u> カ <u>特殊附属工事費</u> キ 計	(2) 整備費内訳 ア 工事費 イ 工事事務費 ウ (小計) エ その他の工事費 オ <u>初度設備</u> カ 合 計

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

- (3) 財源内訳
 ア 国庫補助金 円
 イ ○○補助金 円
 ウ 設置者負担金 円
 (内訳) 一般財源 円
 地方債 円
 寄付金 円
 エ 合計 円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
 イ 内示年月日
 ウ 契約年月日
 エ 着工年月日
 オ 完成年月日
 カ 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無

有・無
 (6) その他参考事項

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

- (3) 財源内訳
 ア 国庫補助金 円
 イ ○○補助金 円
 ウ 設置者負担金 円
 (内訳) 一般財源 円
 地方債 円
 寄付金 円
 エ 合計 円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
 イ 内示年月日
 ウ 契約年月日
 エ 着工年月日
 オ 完成年月日
 カ 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無

有・無
 (6) その他参考事項

改正後	現行
<p>別紙2 (略)</p>	<p>別紙2</p> <p>5 (2) 又は (3) の放課後児童クラブ室の間接補助の場合 番号 年月日</p> <p>厚生労働大臣 殿 都道府県知事 (印)</p> <p>平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 円 2 施設名称 3 申請額算出内訳 別紙 (1) のとおり 4 事業計画 (設置主体から都道府県へ提出された申請書の事業計画の副本) (別紙1の別紙(2)の様式を準用すること。)</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県(指定都市又は中核市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙（１）

放課後児童クラブ室整備費申請額算出内訳

（整備区分：創設）

（施設の名称）

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出（予定）額			寄付金 その他の 収入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 補助基本額 J 円	都道府県 補 助 額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所 要 額 M 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円				
工 事 費													
工 事 事 務 費													
初度設備相当加算													
（ 小 計 ）													
そ の 他 の 工 事 費													
合 計													

- 注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 L欄には、J欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

行

現

別紙（１）

放課後児童クラブ室整備費申請額算出内訳

（整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備）

（施設の名称）

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費 の実支出 額 (予定) B 円	寄 付 金 その 他 の 収 入 C 円	差 引 額 (A-C) D 円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額 E 円	選 定 額 F 円	都道府県 補助基本額 G 円	都道府県 補 助 額 H 円	国庫補助 基本額 I 円	国庫補助 所 要 額 J 円
工 事 事 務 費										
解体撤去・仮施設整備費										
特 殊 附 帯 工 事 費										
（ 小 計 ）										
そ の 他 の 工 事 費										
合 計										

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 I欄には、G欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とH欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、I欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

後

正

改

改正後	現行
<p>別紙3 (略)</p>	<p>別紙3</p> <p>5(1)の放課後児童クラブの直接補助の場合</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>指定都市の長 中核市の長</p> <p>平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇見第 号で交付決定を受けた平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類 を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精算額 金 円 2 施設の名 称 3 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり 4 事業実績報告書 別紙(2)のとおり 5 指定都市又は中核市の歳入歳出決算書(見込書)抄本 <p>番 年 月 日</p>

区 分	支 出 済 総事業費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 額			寄 付 金 その 他 の 収 入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額			国 庫 補 助 基 本 額 J 円	国 庫 補 助 金 所 要 額 K 円	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額 L 円	国 庫 補 助 金 受 入 済 額 M 円	差 引 過 欠 額 (K-M) N 円
		面 積 等	単 価	金 額			面 積 等	単 価	金 額					
		B	C 円	D 円			G	H 円	I 円					
工 事 費		正												
工 事 事 務 費														
初 度 設 備 相 当 加 算														
(小 計)														
そ の 他 の 工 事 費														
合 計														

(整備区分：創設) (施設の名称)

(注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

区 分	支 出 済 総事業費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 額 B 円	寄 付 金 その 他 の 収 入 C 円	差 引 額 (A-C) D 円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額 E 円	選 定 額 F 円	国 庫 補 助 基 本 額 G 円	国 庫 補 助 金 所 要 額 H 円	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額 I 円	国 庫 補 助 金 受 入 済 額 J 円	差 引 過 欠 額 (H-I) K 円					
												(施設の名称)				
												工 事 費				
工 事 事 務 費																
解 体 撤 去 ・ 仮 設 施 設 整 備 費																
特 殊 附 帯 工 事 費																
(小 計)																
そ の 他 の 工 事 費																
合 計																

(整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備)

(注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

改 正 後

事業実績報告書

別紙(2)

1 対象施設の概要
 (1) 施設の名 称 _____
 (2) 所在地 _____
 (3) 設置主体及び経営主体 _____
 (4) 利用 (1日当たり) 人員 _____人

2 施設整備費に係る事業内容
 (1) 施設の規模及び構造
 ア 敷地面積 _____㎡
 イ 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収地の別) _____
 ウ 整備の区分 (創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備の別)

 (初度設備の有無) _____
 (仮設施設整備の有無) _____
 (特殊附帯工事の有無) _____
 (初度設備の有無) _____
 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡

エ オ 建物の面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 (初度設備相当加算の有無)
 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡

(2) 支出事業費総額 _____円 (1㎡当たり _____円)
 ア 工事費 _____円
 イ 工事事務費 _____円
 ウ (小計) _____円
 エ その他の工事費 _____円
 オ 解体撤去・仮設施設整備費 _____円
 カ 特殊附帯工事費 _____円
 キ 合計 _____円

初度設備の整備内容

品目	数量	規格	単価	金額
			円	円
計				

(注) 工事費仕様書、支出済工事費目別内訳書、工事事務費目別内訳書を添付すること。

現 行

事業実績報告書

別紙(2)

1 対象施設の概要
 (1) 施設の名 称 _____
 (2) 所在地 _____
 (3) 設置主体及び経営主体 _____
 (4) 利用 (1日当たり) 人員 _____人

2 施設整備費に係る事業内容
 (1) 施設の規模及び構造
 ア 敷地面積 _____㎡
 イ 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収地の別) _____
 ウ 整備の区分 (創設)

 (初度設備相当加算の有無)
 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡

エ オ 建物の面積 _____㎡、延面積 _____㎡
 (初度設備相当加算の有無)
 建築面積 _____㎡、延面積 _____㎡

(2) 支出事業費総額 _____円 (1㎡当たり _____円)
 ア 工事費 _____円
 イ 工事事務費 _____円
 ウ (小計) _____円
 エ その他の工事費 _____円
 オ 初度設備 _____円
 カ 合計 _____円

初度設備の整備内容

品目	数量	規格	単価	金額
			円	円
計				

(注) 工事費仕様書、支出済工事費目別内訳書、工事事務費目別内訳書を添付すること。

改	正	後	現	行
	<p>(3) 施工期間 年月日 契約年月日 内示年月日 着工年月日 完成年月日 事業開始年月日 (4) 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無 有・無 (5) その他参考事項</p> <p>(添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 契約書(又は請書)の写 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 8 車両内外主要部分の写真</p>	<p>(3) 施工期間 年月日 契約年月日 内示年月日 着工年月日 完成年月日 事業開始年月日 (4) 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無 有・無 (5) その他参考事項</p> <p>(添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 契約書(又は請書)の写 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 8 車両内外主要部分の写真</p>	<p>(3) 施工期間 年月日 契約年月日 内示年月日 着工年月日 完成年月日 事業開始年月日 (4) 平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無 有・無 (5) その他参考事項</p> <p>(添付書類) 1 請負の場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証) 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略) 5 建物内外主要部分の写真 6 契約書(又は請書)の写 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写 8 車両内外主要部分の写真</p>	

別紙①
(略)

別紙①
指定都市の長 殿
各 中核市の長

社会福祉法人 ○○○○会
理 事 長 ○○○○

施業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人○○○会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は、◇◇◇建設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初○○○工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
○○○変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

改 正 後 現 行

改正後	現行
<p>別紙4 (略)</p>	<p>別紙4</p> <p>5 (2) 又は (3) の放課後児童クラブの間接補助の場合</p> <p>番号 年月日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 (EJ)</p> <p>平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号で交付決定を受けた平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類 を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精 算 額 金 円 2 施 設 の 名 称 3 精算額算出内訳 別紙 (1) のとおり 4 設置主体から都道府県へ提出された事業実績報告書副本 (この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の様式を準用する こと。) 5 都道府県 (指定都市又は中核市) 及び設置主体の歳入歳出決算書 (見込 書) 抄本

別紙（1）

放課後児童クラブ室整備費精算額算出内訳

(整備区分：創設)

(施設の名称)

区 分	設置者の 支出済 総事業費 A 円	対象経費の実支出額			寄付金 その他の 取 入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 補助基本額 J 円	都道府県 補助金支出 済額 K 円	国庫補助 基本 額 L 円	国庫補助金 所 要 額 M 円	国庫補助金 交付決定額 N 円	国庫補助金 受 入 済 額 O 円	差引過△ 不足額 (M-O) P 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円							
工 事 費																
工 事 事 務 費																
初度設備相当加算																
(小 計)																
そ の 他 の 工 事 費																
合 計																

- (注) 1 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 L欄には、J欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

現 行

別紙（1）

放課後児童クラブ室整備費精算額算出内訳

(整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設設置備)

(施設の名称)

区 分	設置者の 支出済 総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B 円	寄 付 金 その他の 取 入 C 円	差 引 額 (A-C) D 円	算定基準 による 算定額 E 円	選 定 額 F 円	都道府県 補助基本額 G 円	都道府県 補助金 支出済額 H 円	国庫補助 基本 額 I 円	国庫補助金 所 要 額 J 円	国庫補助金 交付決定額 K 円	国庫補助金 受 入 済 額 L 円	差引過△ 不足額 (J-L) M 円
工 事 事 務 費													
解体撤去・仮施設設置備費													
特 殊 附 帯 工 事 費													
(小 計)													
そ の 他 の 工 事 費													
合 計													

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 I欄には、G欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額とH欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、I欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

改 正 後

別紙5

放課後児童クラブ整備費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定

(地方公共団体名)

行
現

国		地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金相当額 円	翌年度繰越額 円		うち国庫補助金相当額 円
(項) 育成事業費 (大事項) 児童の健全育成に必要な経費 (目) 育成事業費補助金 (積算内訳) 放課後児童クラブ整備費 主体工事費 その他の工事費 初度設備費等													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙5

放課後児童クラブ整備費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定

(地方公共団体名)

後
正
改

国		地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金相当額 円	翌年度繰越額 円		うち国庫補助金相当額 円
(項) 児童育成事業費 (大事項) 児童の健全育成に必要な経費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) 放課後児童クラブ整備費 主体工事費 解体撤去・仮設施設整備費 特殊附帯工事費 その他の工事費													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙6

平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金による施設の工事着工報告書

(都道府県、指定都市名又は中核市名)

行
現

施設の名称				設置団体																																																																																																																																																					
建物の構造及び面積	構造 _____ 造	経費内訳	主体工事費 _____ 円		直営・請負の別																																																																																																																																																				
	建築面積 _____ m ²		その他の工事費 _____ 円		契約年月日																																																																																																																																																				
	延面積 _____ m ²		初度設備費等 _____ 円		着工年月日																																																																																																																																																				
			合計 _____ 円		完成予定年月日																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出</td> <td>主体工事</td> <td>金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">来</td> <td>その他の工事</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高</td> <td>初度設備費等</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>										年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	出	主体工事	金額														%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	来	その他の工事	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	高	初度設備費等	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	合計	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																																																																																																																											
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
出	主体工事	金額																																																																																																																																																							
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											
来	その他の工事	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											
高	初度設備費等	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											
合計	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											

別紙6

平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金による施設の工事着工報告書

(都道府県、指定都市名又は中核市名)

後
正
改

施設の名称				設置団体																																																																																																																																																					
建物の構造及び面積	構造 _____ 造	経費内訳	主体工事費 _____ 円		直営・請負の別																																																																																																																																																				
	建築面積 _____ m ²		解体撤去・仮設施設工事費 _____ 円		契約年月日																																																																																																																																																				
	延面積 _____ m ²		特殊附帯工事費 _____ 円		着工年月日																																																																																																																																																				
			その他の工事費 _____ 円		完成予定年月日																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出</td> <td>主体工事</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">来</td> <td>解体撤去・ 仮設施設整備費</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高</td> <td>特殊附帯工事費</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>										年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	出	主体工事	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	来	解体撤去・ 仮設施設整備費	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	高	特殊附帯工事費	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	合計	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																																																																																																																											
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
出	主体工事	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											
来	解体撤去・ 仮設施設整備費	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											
高	特殊附帯工事費	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											
合計	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																											
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																											

別紙 7

平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金による施設の工事進捗状況報告

(都道府県、指定都市名又は中核市名)

行

施設名	設置主体	国庫補助額 A 円	12月末日の	3月末日まで	繰越見込高 D (100-C)%	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
			出来高 B %	の出来高見込 C %			
合計							

現

後

正

改

別紙 7
(略)

改 正 後	現 行
<p>別紙 8 (略)</p>	<p>別紙 8 番 号 厚 生 勞 働 大 臣 殿 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 (印) 中 核 市 の 長</p> <p>平成 年度放課後児童クラブ整備費補助金の 年度終了実績報告について</p> <p>標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年 法律第179号）第14条後段の規定により、別紙のとおり報告する。</p>

(別紙)

行

現

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	国庫補助 基本額 円	国庫補助金 円	事業費支払 実績見込額 円	事業 進捗率 %	国庫補助金 受入額 円	事業費 円	国庫補助金 円	着手年月	完了予定 年月	

(別紙)

(略)

後

正

改

改 正 後	現 行
<p>別紙9 (略)</p>	<p>別紙9</p> <p>平成 年 月 日 第 号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定のあった放課後児童クラブ整備補助金について、交付要綱8(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>記</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(要国庫補助金等返還相当額) 金 円</p> <p>3 添付書類 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等 金 円</p>

「放課後児童クラブ整備費国庫補助協議通知」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指 定 都 市 核 中</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長</p> <p>平成<u>25</u>年度放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について</p> <p>標記については、「<u>放課後児童クラブ整備費の国庫補助</u>について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成<u>25</u>年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 平成<u>25</u>年度改正内容について</p> <p>国庫補助基準額単価については、別紙のとおりであること。 また、平成<u>25</u>年度より、<u>既存施設の老朽改築、耐震補強等</u>に対応するための改築、大規模修繕や、<u>児童の受入枠拡大に繋がる拡張等</u>についても補助対象とすること。</p> <p>2. 平成<u>25</u>年度基本的整備方針について</p> <p>限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。</p>	<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指 定 都 市 核 中</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長</p> <p>平成<u>24</u>年度放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について</p> <p>標記については、「<u>児童厚生施設等整備費の国庫補助</u>について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成<u>24</u>年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 平成<u>24</u>年度改正内容について</p> <p>国庫補助基準額単価については、別紙のとおりであること。 また、平成<u>24</u>年度予算案において、<u>大型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備費</u>が次世代育成支援対策施設整備交付金に移行し、<u>本補助金の対象外</u>となっているので<u>留意願</u>いたい。</p> <p>2. 平成<u>24</u>年度基本的整備方針について</p> <p>限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や、市町村が計画的に行う創設整備</p> <p>② 1クラブ当たりの児童数が71人以上の施設において、その規模を改善するために行う創設整備</p> <p>③ 既存施設の受入枠の拡大に繋がる整備</p> <p>④ 既存施設の耐震化に対応するための整備</p> <p>⑤ アスベスト処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p> <p>⑥ 小学校の敷地（校庭等）内の整備</p> <p>⑦ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備</p> <p>⑧ 木材利用の積極的活用を図る整備</p> <p>⑨ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定される整備</p> <p>⑩ 近隣の児童館等との連携を図るなど、地域との連携を図る整備</p> <p>なお、<u>前</u>年度と同様に、国庫補助の対象外とする。</p> <p>3. 整備計画協議書について 整備計画協議書については、別紙様式1～6のとおりとする。 なお、様式6については、平成<u>25</u>年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いする。</p> <p>4. 協議対象施設の選定について (略)</p> <p>(1) 選定基準 (略)</p>	<p>① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や都道府県、市町村が計画的に行う整備</p> <p>② 1クラブ当たりの児童数が71人以上の施設において、その規模を解消するため、新たにを行う整備</p> <p>③ 小学校の敷地（校庭等）内の整備</p> <p>④ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備</p> <p>⑤ 木材利用の積極的活用を図る整備</p> <p>⑥ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定される整備</p> <p>⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、地域との連携を図る整備</p> <p>なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、平成<u>23</u>年度と同様に、国庫補助の対象外とする。</p> <p>3. 整備計画協議書について 整備計画協議書については、別紙様式1～6のとおりとする。 なお、様式6については、平成<u>24</u>年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いする。</p> <p>4. 協議対象施設の選定について 2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設を選定されたい。</p> <p>① 選定基準 次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。 ア 実態把握に基づき、施設整備計画 施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) 選定手続き (略)</p>	<p>イ 関係市町村との調整 都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。 なお、新たに公立以外の施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。</p> <p>ウ 用地確保状況の把握 契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。</p> <p>エ 社会福祉法人の適格性 社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。</p> <p>オ 民間補助金との調整 協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。</p> <p>② 選定手続き ア 審査及び公表 (ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。 (イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。 公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。 なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。 また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。</p> <p>イ 社会福祉法人の審査 (ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。 (イ) 法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。</p>

改 正 後	現 行
<p>5. 財産処分の手続きについて</p> <p>(1) 財産処分の協議 対象となる施設については、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(以下「財産処分承認基準通知」という。)において、包括承認事項に該当する場を除外、放課後児童クラブ整備協議書に別紙の様式による財産処分協議書を添えて提出すること。</p> <p>(2) 財産処分の承認内示 改築等に係る施設整備費の局長通知「放課後児童クラブ整備費の内示について」(いわゆる内示書)をもって、財産処分の承認内示があったものとして取り扱うこと。 したがって、財産処分の承認内示があった既存施設については、平成25年※月※日雇児発※※※※第※※※※号「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて」(以下「取扱通知」という。)の第7に定めるところにより財産処分の承認申請の上、解体撤去工事を実施して差し支えないこと。</p> <p>(3) 財産処分の承認申請 財産処分の承認内示があったものについては、財産処分承認基準通知別添1の別紙様式1により財産処分承認申請書を取扱通知の第7に定める期限までに提出しなければならない。 なお、財産処分承認申請書の提出に当たっては、事務手続の簡素、合理化を推進するため、協議書に添付した資料の内容に変更がない場合は、添付資料を要しないものとする。</p>	<p>(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局(他の都道府県市に係るものを含む。)に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を行うこと。</p> <p>並行審査 社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県市が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。</p> <p>このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。</p>

改 正 後	現 行
<p>(4) 財産処分の承認 <u>財産処分の承認については、取扱通知の第7に定めるとおり、施設整備費の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書又は交付決定通知書依頼書に添付された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。</u></p> <p>(5) 継続事業の取扱い <u>施設整備事業が年度を超えて2か年以上にわたるときの財産処分の事務手続は、初年度の協議時に行うものとする。</u></p> <p>6. その他の留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 国庫補助協議施設の整備計画が複数年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7. 協議書の提出等について 別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成25年※月※日(※)必着とし、ヒアリングについては行わない予定である。 なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対しての説明等が必要と思われる場合は、下記に連絡の上、日程調整を行われたい。</p>	<p>5. その他の留意事項 (1) 以前、社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に受給するという事件が発生していたことに鑑み、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。</p> <p>(2) 国庫補助協議施設の整備計画が複数年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。 なお、大型児童館、小型児童館及び児童センターに係る複数年にわたる事業で、平成23年度までに、全体計画の一部を児童厚生施設等整備費で実施している事業については、平成24年度以降の整備計画は、別途、次世代育成支援対策施設整備交付金による国庫補助により協議されたい。</p> <p>(3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。</p> <p>6. 協議書の提出等について 別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成24年3月9日(金)必着とし、ヒアリングについては行わない予定である。 なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対しての説明等が必要と思われる場合は、下記に連絡の上、日程調整を行われたい。</p>

改 正 後	改 正 後																						
<p>(24年度単価)</p> <p>(別紙) 平成24年度 放課後児童クラブ整備補助基準額</p> <table border="1" data-bbox="470 123 534 1086"> <tr> <td>種 別</td> <td>基準額</td> </tr> <tr> <td>〈放課後児童クラブ室 創設施設整備国庫補助基準単価〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ室</td> <td>21,504千円</td> </tr> </table>	種 別	基準額	〈放課後児童クラブ室 創設施設整備国庫補助基準単価〉		放課後児童クラブ室	21,504千円	<p>(25年度単価 (案))</p> <p>(別紙) 平成25年度 放課後児童クラブ整備補助基準額 (案)</p> <table border="1" data-bbox="470 1142 534 2105"> <tr> <td>種 別</td> <td>基準額</td> </tr> <tr> <td>〈放課後児童クラブ室 創設・改築・応急仮設施設整備国庫補助基準単価〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ室</td> <td>21,504千円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="590 1142 630 2105"> <tr> <td>〈特殊附帯工事費国庫補助基準単価〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>12,940千円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="686 1142 758 2105"> <tr> <td>〈解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費国庫補助基準単価〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解体撤去工事 (改築の場合)</td> <td>1,140千円</td> </tr> <tr> <td>仮設施設整備工事 (改築の場合)</td> <td>1,699千円</td> </tr> </table>	種 別	基準額	〈放課後児童クラブ室 創設・改築・応急仮設施設整備国庫補助基準単価〉		放課後児童クラブ室	21,504千円	〈特殊附帯工事費国庫補助基準単価〉		特殊附帯工事	12,940千円	〈解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費国庫補助基準単価〉		解体撤去工事 (改築の場合)	1,140千円	仮設施設整備工事 (改築の場合)	1,699千円
種 別	基準額																						
〈放課後児童クラブ室 創設施設整備国庫補助基準単価〉																							
放課後児童クラブ室	21,504千円																						
種 別	基準額																						
〈放課後児童クラブ室 創設・改築・応急仮設施設整備国庫補助基準単価〉																							
放課後児童クラブ室	21,504千円																						
〈特殊附帯工事費国庫補助基準単価〉																							
特殊附帯工事	12,940千円																						
〈解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費国庫補助基準単価〉																							
解体撤去工事 (改築の場合)	1,140千円																						
仮設施設整備工事 (改築の場合)	1,699千円																						

様式 1

放課後児童クラブ整備費協議総括表

都道府県（指定都市・中核市）名 _____

（単位：千円）

施設種別	施設名	市町村名	施設整備協議額	備考
放課後児童クラブ				
合 計		か所		

(1) 協議額欄には国庫補助所要額を記載すること。
 (2) 既設社会福祉施設用地有効活用改革促進制度を適用する場合は、備考欄に「既」と記載すること。（社会福祉施設整備費の協議書類の「既設社会福祉施設用地有効活用改革促進制度に関する協議書」の写しを添付のこと）

様式 1

放課後児童クラブ整備費協議総括表

都道府県（指定都市・中核市）名 _____

（単位：千円）

施設種別	施設名	市町村名	整備区分	施設整備協議額	備考
放課後児童クラブ					
合 計		か所			

(1) 協議額欄には国庫補助所要額を記載すること。
 (2) 既設社会福祉施設用地有効活用改革促進制度を適用する場合は、備考欄に「既」と記載すること。（社会福祉施設整備費の協議書類の「既設社会福祉施設用地有効活用改革促進制度に関する協議書」の写しを添付のこと）

様式2-1

平成24年度 放課後児童クラブ室整備備蓄計画協議書

優先順位	位ノ件	都道府県(市)名
施設種別	1. 放課後児童クラブ室	施設名
施設建設地	工事区分	1. 創設
設置主体	実施主体	継続・複合
契約予定年月日	平成 年 月 日	

規 模 等 構造 RC・B W・LGS 他() 階建 建築面積 m ² 延床面積 m ² 登録児童1人当たりの クラブ室の床面積 m ²	整 備 区 分 整 備 費 総事業費 <寄附金等>	都道府県 補助予定額 千円	国庫補助 基本額 千円	要国庫補助額 千円	繰越事業の場合の出来高	
					平成23年度	平成24年度
① 事業費等						計 100%
対象経費の 実支出(予定)額	()				対象経費の 実支出(予定)額 千円	備 備 状 況
うち 知事 担当分						1. 施設と一体的 2. 施設に即定 3. 施設設計に影響 4. その他
国庫補助金 千円	千円	千円	千円	千円	設置者 負担金	合 計
都道府県(市)の予算措置状況	当初・補正()	千円	千円	千円	一般財源 特別地方債 福祉医療機構借入金 寄付金その他	計
都道府県(市)の予算措置状況	当初・補正()	千円	千円	千円	千円	千円

様式2-1

平成25年度 放課後児童クラブ室整備備蓄計画協議書

優先順位	位ノ件	都道府県(市)名
施設種別	1. 放課後児童クラブ室	施設名
施設建設地	工事区分	1. 創設 2. 改装 3. 拡張 4. 大規模修繕 5. 緊急施設建設
設置主体	実施主体	継続・複合
契約予定年月日	平成 年 月 日	

規 模 等 構造 RC・B W・LGS 他() 階建 建築面積 m ² 延床面積 m ² 登録児童1人当たりの クラブ室の床面積 m ²	整 備 区 分 整 備 費 総事業費 <寄附金等>	都道府県 補助予定額 円	国庫補助 基本額 円	要国庫補助額 円	繰越事業の場合の出来高	
					平成24年度	平成25年度
① 事業費等						計 100%
対象経費の 実支出(予定)額	()				対象経費の 実支出(予定)額 円	特 殊 積 蓄 工 事 内 容
うち 知事 担当分						1. 水の循環・再利用 2. 生ごみ等処理 3. ソーラー発電 4. その他
国庫補助金 千円	千円	千円	千円	千円	設置者 負担金	合 計
都道府県(市)の予算措置状況	当初・補正()	千円	千円	千円	一般財源 特別地方債 福祉医療機構借入金 寄付金その他	計
都道府県(市)の予算措置状況	当初・補正()	千円	千円	千円	千円	千円

(現行どおり)

様式 2-2

③ 市町村整備方針									
地域の状況									
整備理由									
地元同意の状況									
関連施設等の状況	区分	児童館	児童センター	放課後児童クラブ	放課後子ども教室				
	市町村全体	か所	か所	か所	か所				
	設置地区	か所	か所	か所	か所				
設置後の運営	児童の配置		登録予定人員		開設時間		開所日数		
	放課後児童指導員 ボランティア職員	人	登録児童 うち障害児	人	平日 日曜日 夏季等休館期間	～ ～ ～	(時間) (時間) (時間)	年間 休所日 ()	日 ()
用地の確保 自有財産の活用 状況	用地の確保 ・自己所有地		m ² ・公有所有地		m ²		計		
施設の種類 放課後児童の室	施設種別	施設名	延床面積	工事費	国庫補助額	施設整備補助協議先	補助事業名		
			m ²	() 千円	() 千円	厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局児童発達支援課	放課後児童クラブ整備費		
				()					
				()					
				()					
計									
共用する設備(室名)									

様式 2-3
【添付書類等】

1. 児童館、放課後子ども教室との連携等 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な実施事業、実施方法等	未実施の理由
2. 開設時間の延長 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 () まで () の場合は、() 時間の延長	未実施の理由
3. 土日等の休日開設 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 1か月 () 日開設	未実施の理由
4. 健全育成又は子育て支援の拠点としての活用 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
5. 放課後児童クラブとしての取組(予定)状況 ・ 実施 ・ 未実施 () () ()	ボランティア派遣事業 ・ 実施 ・ 未実施 障害児の受け入れ ・ 実施 ・ 未実施 その他の取組等 () ()	未実施の理由

* 実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。
* 上記の活用計画等は、当該放課後児童クラブ室の採択の参考とするものであること。
(添付資料) ※協議書に添付されている資料については、□にチェックすること。

- 1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図 (必須)
- 2. 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類 (必須)
- 3. 整備費費目別内訳書 (必須)
- 4. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
- 5. 創設(公立以外)の場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書

様式 2-3
【基本調整方針】

調整方針	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 「放課後児童クラブ整備の国庫補助に係る協議等について」の「2. 平成25年度基本的整備方針について」を参照し、該当する事項の欄に「○」を記載すること。

【添付書類等】

1. 児童館、放課後子ども教室との連携等 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な実施事業、実施方法等	未実施の理由
2. 開設時間の延長 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 () まで () の場合は、() 時間の延長	未実施の理由
3. 土日等の休日開設 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 1か月 () 日開設	未実施の理由
4. 健全育成又は子育て支援の拠点としての活用 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
5. 放課後児童クラブとしての取組(予定)状況 ・ 実施 ・ 未実施 () () ()	ボランティア派遣事業 ・ 実施 ・ 未実施 障害児の受け入れ ・ 実施 ・ 未実施 その他の取組等 () ()	未実施の理由

* 実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

上記の基本的整備方針及び活用計画等は、当該放課後児童クラブの採択の参考とするものであること。

(添付資料) ※協議書に添付されている資料については、□にチェックすること。

- 1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図 (必須)
- 2. 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類 (必須)
- 3. 整備費費目別内訳書 (必須)
- 4. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
- 5. 創設(公立以外)の場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書

(記入要領)

- 1. 本協議書及び添付資料はA4版で提出すること。
- 2. 見出し欄

(1) 複合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。

3. ①事業費等欄

- (1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)
- (2) 総事業費及び対象経費の実支出(予定)額欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。また、別紙2の国庫補助基準単価には、初年度設備(施設と一体的に整備され、かつ固定されるもの(大型遊具、非常通報装置を含み、机、椅子、資器等を除く))相当額も含まれており、必要な場合は、初年度設備に係る経費も計上して差し支えない。
- (3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要領の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上すること。
- (4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要領の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上することとし、<>には、寄附金その他の収入額を別掲すること。

4. ③設置地域の状況等欄

- (1) 市町村整備方針欄は、当該市町村が策定した計画検討の状況等を記入すること。
- (2) 地域の状況欄は、建設地域の特色及び各種地域特別法の区域指定状況等を記入すること。
- (3) 地元同意の状況欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等の解決状況等を記入すること。
- (4) 関連施設等の状況欄の設置地域は、小学校区を指すこと。

5. ⑤用地の状況欄

民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書徴取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。

6. ⑥複合施設の状況欄

- (1) 本欄には複合施設の場合のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。
- (2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。
- (3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。
- (4) 施設整備補助協議先欄は、各施設ごとに(ア)国庫補助事業の場合は当該省庁補助協議局名、(イ)都道府県補助事業(国庫補助なし)の場合は当該都道府県補助協議部課名、(ウ)市町村補助事業(国庫・県費補助なし)の場合は当該市町村補助協議部課名、を記入すること。なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)

7. 活用計画等欄

- (1) 具体的、詳細に記入すること。(枠内に納まらない場合は、別紙として添付すること)
- (2) 開館時間の延長欄は、特定の日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行う日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長等を図るための活用、また、年長児童、特に中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。

(記入要領)

- 1. 本協議書及び添付資料はA4版で提出すること。
- 2. 見出し欄

(1) 複合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。

3. ①事業費等欄

- (1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)
- (2) 総事業費及び対象経費の実支出(予定)額欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。また、別紙2の国庫補助基準単価には、初年度設備(施設と一体的に整備され、かつ固定されるもの(大型遊具、非常通報装置を含み、机、椅子、資器等を除く))相当額も含まれており、必要な場合は、初年度設備に係る経費も計上して差し支えない。
- (3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要領の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上すること。
- (4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要領の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上することとし、<>には、寄附金その他の収入額を別掲すること。

4. ③設置地域の状況等欄

- (1) 市町村整備方針欄は、当該市町村が策定した計画検討の状況等を記入すること。
- (2) 地域の状況欄は、建設地域の特色及び各種地域特別法の区域指定状況等を記入すること。
- (3) 地元同意の状況欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等の解決状況等を記入すること。
- (4) 関連施設等の状況欄の設置地域は、小学校区を指すこと。

5. ⑤用地の状況欄

民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書徴取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。

6. ⑥複合施設の状況欄

- (1) 本欄には複合施設の場合のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。
- (2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。
- (3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。
- (4) 施設整備補助協議先欄は、各施設ごとに(ア)国庫補助事業の場合は当該省庁補助協議局名、(イ)都道府県補助事業(国庫補助なし)の場合は当該都道府県補助協議部課名、(ウ)市町村補助事業(国庫・県費補助なし)の場合は当該市町村補助協議部課名、を記入すること。なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)

7. 活用計画等欄

- (1) 具体的、詳細に記入すること。(枠内に納まらない場合は、別紙として添付すること)
- (2) 開館時間の延長欄は、特定の日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行う日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長等を図るための活用、また、年長児童、特に中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。

(現行どおり)

 保証人の免除制度（オンコスト方式）を利用（平成22年度から）

保 証 人

 個人保証

氏 名	年 齢	職 業	法人との関係	年 収	正 味 資 産

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

1. 別表「借入金償還計画等一覧表」、又は独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。（様式4「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可）
2. 償還財源確認書類（贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金を償還財源とする場合は、等高証明書を添付）、印鑑登録証明書）。
3. その他参考となる資料があれば、添付すること。

「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項
(主な融資手エックポイント)

【「資金計画」について】

1. 寄付金が確実に充当されるかどうか。
(例) ・ 個人及び一法人で多額(10,000千円以上)の寄付を行う場合。
・ 土地を売却して寄付金に充てる場合。
・ 後援会等による寄付の場合。(強制寄付になっていないか。)
2. 創設法人の場合、法人認可後一週間以内に贈与されることとなっているか。

【「償還計画」について】

1. 償還贈与者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。(課税所得の1/4以内を目安)
2. 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
3. 償還贈与者に役員(原則として、理事長)が入っていること。
4. 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として60歳未満であること。
5. 協力法人が償還にあたる場合、財務内容(過去2年間)に問題はなにか。(欠損が生じていないか。)
6. 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。(強制寄付になっていないか。)

【「担保」について】

1. 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上(借入申込限度額は、担保評価額の70%の範囲内)であること。
2. 融資対象施設の敷地は、原則、担保提供されること。(国有地を除く。)
3. 借地の場合でも原則、担保提供されること。(国有地を除く。)
4. 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、原則、順位変更が可能であること。
5. 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

【「保証人について」】

1. 保証人が、原則として1名以上立られていること。(保証人の免除制度(オンコスト方式)の選択が可能。)
2. 理事長は、原則として保証人となっていること。
3. 理事長以外の保証人は、70歳以下であること。
4. 保証人が償還贈与を行う場合については、償還を確実に履行するにたる所得があること。

【その他】

1. 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
2. 公職の候補者等(公職にある者を含む。)が、選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
3. 福祉医療機構の受理前の契約・着工は原則融資の対象とならないこと。
4. 法人役員等に反社会的勢力に該当する者又はこれらに準ずる者及びこれらの者と一定の関係を有すると認められる者が関与していないこと。

「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項
(主な融資手エックポイント)

【「資金計画」について】

1. 寄付金が確実に充当されるかどうか。
(例) ・ 個人及び一法人で多額(10,000千円以上)の寄付を行う場合。
・ 土地を売却して寄付金に充てる場合。
・ 後援会等による寄付の場合。(強制寄付になっていないか。)
2. 創設法人の場合、法人認可後一週間以内に贈与されることとなっているか。

【「償還計画」について】

1. 償還贈与者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。(課税所得の1/4以内を目安)
2. 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
3. 償還贈与者に役員(原則として、理事長)が入っていること。
4. 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として60歳未満であること。
5. 協力法人が償還にあたる場合、財務内容(過去2年間)に問題はなにか。(欠損が生じていないか。)
6. 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。(強制寄付になっていないか。)

【「担保」について】

1. 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上(借入申込限度額は、担保評価額の70%の範囲内)であること。
2. 融資対象施設の敷地は、原則、担保提供されること。(公有地を除く。)
3. 借地の場合でも原則、担保提供されること。(公有地を除く。)
4. 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、原則、順位変更が可能であること。
5. 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

【「保証人について」】

1. 保証人は、原則として理事長が立られていること。
2. 社会福祉法人からの借入申込については平成22年度新規借入分から保証人の免除制度(オンコスト方式)を選択することができ、この場合、連帯保証人は必要ないこと。
3. 保証人が償還贈与を行う場合については、償還を確実に履行するにたる所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申込額以上であること。

【その他】

1. 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
2. 公職の候補者等(公職にある者を含む。)が、選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
3. 福祉医療機構の受理前の契約・着工は原則融資の対象とならないこと。

(現行どおり)

資産の状況		金額(詳細部)		贈与者名、贈与金額及び面積	
資産区分	種類	円	㎡	円	㎡
基本財産	土地				
	現金	円			
	現金	円			
	その他	円			
運用財産	有価証券	円			
	債権	円			
	負債	円			
合計		円		円	
運用財産(現金)の使途		建設費に占める割合		国・都道府県・補助・負担金	
経費充当分	円	%			
運営資金	円				
その他	円				
合計	円				
施設建設財源に対する寄付予定者の状況(自己資金内訳)					
寄付予定者名	年齢	職業	年間所得又は利益(円)	寄付総額(円)	備考
負債の状況					
	借入金	返済残額(円)	償還残年数	1. 既借入金、新規借入金ごとにその借入金総額を記入すること	
既借入金関係				2. 償還財源内訳及び償還計画については、別表により借入ことに作成すること。	
新規借入金関係					
合計					
県・市等の助字指給等の有無 (有の場合 年間負担額又は負担率)					
寄附内訳、助給その他から借りる場合の地上権設定・賃借料・法人との関係等助給地権者の承諾、汚染水、私道、農地転用許可、地役権設定者の承諾及び法人・施設名称等に個人名を使用等問題はないか。					
その他県担当者の意見、問題の有無等の参考事項					

(記入上の注意事項)

1. 施設長予定者は、役員等の理事の職務に○印を付し、社会福祉関係団体の者に資格の有無を記入すること。
2. 施設は、事業運営、事業所名及び住所を記入すること。
3. 役員及び職員が他の社会福祉法人の役員に兼任している場合は、非法人者及び役員を記入することとする。
4. 建物を運用開始としている場合は、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。

(添付資料)

1. 法人役員名簿(職員についても同様)
2. 借入金償還計画書一式(別紙様式)「独立行政法人福祉医療機構」の別紙の様式を使用(借入金ごとに作成すること)。

ただし、独立行政法人福祉医療機構からの借入金については、独立行政法人福祉医療機構への借入金内訳書の添付書類「借入金償還計画内訳」の添付で可。

3. 予算書及び決算書
4. その他参考となる資料があれば、添付すること。

様式 5

(現行どおり)

法人審査結果報告書

都道府県市名 _____

(既存 / 新設)

1. 法人名

(1) 新設法人について
 ・ 社会福祉法人審査基準 (「社会福祉法人の認可について」
 (平成12年12月1日障第890号・社援発第2618
 号・老発第794号・児発第908号) の別紙1) に照ら
 し、法人設立の条件は整っているか。 適 / 否 / 審査中

(2) 既設法人について

・ 法人運営、理事会機能、指導監査結果等、法人及び施設の
 運営について問題なしと認められるか。 適 / 否 / 審査中

2. 法人の経営施設及び今回の整備計画について

No.	施設種別	施設名称	今回整備	整備区分
1			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	

(1) 県外施設の有無

有 / 無

該当施設 : 上記No. _____、所在地 _____
 : 上記No. _____、所在地 _____
 : 上記No. _____、所在地 _____

その必要性について

適 / 否 / 審査中

適否の理由

(2) 県内複数か所の設置

有 / 無

施設の所在地 : 上記No. _____、所在地 _____
 : 上記No. _____、所在地 _____
 : 上記No. _____、所在地 _____
 : 上記No. _____、所在地 _____

その必要性について

適 / 否 / 審査中

適否の理由

(現行どおり)

3. 法人の役員について
 (1) 理事、監事、評議員の選任について
 適否の理由 □適/□否/□審査中

(2) 理事長(予定者)が他の法人の理事長を兼ねる。別法人として設立する必要性について
 適否の理由 □兼ねる/□兼ねない
□適/□否/□審査中

4. 資金計画について
 (1) 寄付行為の確実性について
 ・ 贈与契約については、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑登録証明書等による確認を行ったか。
 ・ 寄付者の所得能力等については、所得証明書、納税証明書、預貯金の残高証明書等による確認を行ったか。
 (2) 償還計画の確実性について
 ・ 借入金に対する償還財源等に寄付金を予定している場合について、(1)と同様の確認、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した額が、社会通念上その生活を維持するに足ると認められる金額を上回っていることの確認など、を行ったか。 □適/□否/□審査中

5. 上記1～4の中で審査中とした審査、案件について

審査案件	問題点	今後の処理方針	完結予定日

※審査が完結した時点で、再度必ず報告すること。
 (完結報告があるまで国庫補助内示は一切行わないので十分に注意されたい。)

(案)

雇児発第※※※号
平成25年※月※※日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて

標記放課後児童クラブ整備費の国庫補助については、昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いについては、次によることとし、平成25年4月1日から適用することとしたので、了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等への周知徹底を図られたい。

第1 一部改築

1. 基準額の算出方法

一部改築に係る基準額は、改築に係る基準額に、一部改築部分に係る面積の施設総面積に対する比率を乗じることにより算出される額とする。

$$\text{一部改築基準額} = \text{改築基準額} \times \text{改築面積} / \text{既存施設の総面積}$$

2. その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

第2 拡張

次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、現在の登録児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。

- (1) 受け入れる児童の増を図るために、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。
- (2) 既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存施設の延面積の増加を図る整備。
- (3) 児童が体調が悪い時などに休息するための静養スペースが既存の放課後児童クラブに無い場合、既存施設の延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。

第3 大規模修繕

1. 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	① 狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事

区 分	内 容
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 特殊附帯工事	第4により建物に固定して一体的に整備する工事
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
(8) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

2. 対象基準

(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円に満たない場合は、500万円以上のものとする。

施設延面積（基準面積）×4,000円

ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。

(2) アスベスト処理工事については、原則として、一施設の総事業費が30万円以上のものとする。

(3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(4) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

3. 補助基準

次のいずれかで最も低い方の価格を基準とする。

(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り

(2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

第4 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）

1. 目的

放課後児童クラブにおいて、利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2. 対象事業

(1) 趣旨

放課後児童クラブにおいて、施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用児童及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

(2) 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

①水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

②生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

③ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

④その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

3. 基準額

12,940千円を基準額とする。

第5 応急仮設施設整備

1. 対象事業

長時間継続する災害により、利用児童の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、利用児童の処遇に直接かかわるものについては、平成19年10月19日雇児発第1019001号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「放課後児童クラブガイドライン」を満たしていること。

なお、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度、厚生労働大臣に協議するものとする。

2. 補助基準額

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り

(2) 工事請負業者の見積り

なお、これにより難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

3. なお、応急仮設施設は、放課後児童クラブが、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、利用児童の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。

第6 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費

1. 趣旨

この工事費は、老朽化等に伴う放課後児童クラブの改築に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築等工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、放課後児童クラブの円滑な改築等整備を行い、利用児童の処遇の向上を図るものである。

2. 解体撤去工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、交付要綱による放課後児童クラブのうち、改築を行う施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の4の表の整備区分欄に掲げる改築に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

(3) 基準額

①改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合

1,140千円を基準額とする。

②既存施設の一部を解体し撤去する場合

第1の考え方により、①の基準額から算出されたものを基準とする。

(4) 留意事項

① 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。

② 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、第7に定めるところによるものとする。

3. 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が交付対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の4の表の整備区分欄に掲げる改築又は大規模修繕に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 基準額

①改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合

1,169千円を基準額とする。

②既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合

第1の考え方により、①の基準額から算出されたものを基準とする。

③大規模修繕を行うことに伴い仮設施設を整備する場合

第3の2の(1)により算出されたものを基準とする。

(4) 留意事項

① 仮設施設整備工事費には、交付要綱の6に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。

② 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

③ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、利用児童の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。

④ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

第7 財産処分

1. 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による財産処分については、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、国の補助事業により取得した放課後児童クラブの解体撤去工事費が放課後児童クラブ整備費の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとする。

2. 対象となる施設

対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取得した放課後児童クラブ（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が放課後児童クラブ整備費の補助事業となった施設とする。

3. 承認申請書の提出時期

適正化法第22条に規定する補助財産の財産処分（取壊しに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の9に基づく解体撤去工事費に係る補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

4. 財産処分の承認

財産処分は、放課後児童クラブ整備費の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

（1）都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が事業を実施する場合

- ① 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の1の（1）により行うものである。
- ② 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出すること。

（2）都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が民間の実施する事業に対し、補助する場合

- ① 財産処分（取壊し）の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。
 - ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の（1）により行うものである。
 - イ 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは市区町村の長に提出しなければならない。
- ② ①のイにより財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

5. 仮施設に係る財産処分の取扱い

第6の3により仮施設整備工事費の補助を受けた仮施設について、交付要綱の9に基づく交付申請書に記載された期間を経過したものは、適正化法第22条に規定する財産処分の手続は要しないものとする。

第8 繰越しによる事業内容の変更申請手続

1. 対象となる事業

対象となる事業は、交付要綱に基づく放課後児童クラブ整備費の補助を受けた整備であって、当該補助金の補助を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱の8の(4)により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない整備事業とする。

2. 変更申請の手続き

(1) 事前の報告

交付要綱による補助金の補助を受けた会計年度内に整備事業が完了しないと認められたときは、補助金の歳出予算繰越手続を進め、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第24条に基づく繰越計算書(「繰越しを必要とする理由」を明記すること。)を財務省財務局(福岡財務支局、沖縄総合事務所を含む。以下同じ。)長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて厚生労働大臣あて報告すること。

(2) 変更申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より補助金の歳出予算に係る翌年度への繰越しの承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受領した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 変更申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて厚生労働大臣あて報告すること。

3. その他の留意事項

(1) 明許繰越しの必要が生じたときは、財政法(昭和22年法律第34号)第43条及びその他の法令に基づき、補助金の歳出予算繰越手続を財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。

(2) 前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならないものとする。

第9 その他

1. 競争契約における最低制限価格制度の取扱い

(1) 最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続に準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。

(2) 交付事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。

(3) (2)による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、補助基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。

2. 契約の相手方等からの寄付金等の取扱い

- (1) 放課後児童クラブ整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者（以下「社会福祉法人等」という。）が放課後児童クラブの整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (2) 契約の相手方及びその関係者とは、放課後児童クラブの整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員をいう。
- (3) 寄付金等の資金提供を受けることを禁止するとは、金銭のみならず、有価証券全般についても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を放課後児童クラブの整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植樹等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。
- (4) 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。
 - ① 社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
 - ② ①以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- (5) 契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることとする。

(別紙)

事業内容変更承認申請一覧表

事項	事業概要		既交付決定額 (a + b)	支出済額 (a)	翌年度繰越額 (b)	事業完了 予定年月日	繰越事由
	施設の所在地 施設設置主体及び経営主体 施設整備区分	(当初計画) 変更計画					

(注) 事項ごとに次の書類を添付すること。

- ・繰越計算書 (写)
- ・承認通知 (写)